

平成 27 年度



# 広島県土地改良事業団体連合会 (水土里ネットひろしま)

## 事業概要



### 【写真】

平成 26 年度竣工地区 農地造成 江田島市 深江地区  
地区概要 事業名 : 農山漁村地域整備交付金 集落基盤整備  
植栽面積 : 6.6ha (地区面積 10.4ha)  
かんがい方式 : 下水処理水を活用した  
土壌表面への点滴かんがい  
作物 : オリーブ

# 平成 27 年度 広島県土地改良事業団体連合会 事業概要

## ＜平成 27 年度 重点取り組み事項＞

多面的機能支払	1
団体営ため池簡易耐震診断	1
農業用排水施設の機能診断と保全計画策定	1
大規模農業団地計画の推進	2
広島レモンのブランド化によるかんきつ産地育成	2

## ＜農業基盤の整備事業の紹介＞

農業基盤の整備（面整備）事業の紹介	3
農業水利施設の対策事業の紹介	4
老朽ため池の改修事業の紹介	5
団体営ため池簡易耐震診断	6

## ＜農業基盤の整備・補修・更新＞

農業基盤整備促進事業/農地耕作条件改善事業	7
農業水利施設保全合理化事業	8
農村地域防災減災事業	9
団体営調査設計事業	10
土地改良施設管理円滑化事業・維持管理適正化事業	11
災害復旧事業	12

## ＜地域の生活基盤の整備・補修・更新＞

農山漁村地域整備交付金	13
【農業集落排水施設のストックマネジメント】	
再生可能エネルギー導入支援	14

## ＜地域活動の支援事業＞

多面的機能支払交付金	15
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	16
水土里情報（水土里情報システム）	17

## ＜土地改良各種手続き＞

換地・確定測量（土地改良法手続き）	18
土地改良事業計画の調査・報告書作成業務	19
土地改良財産処分承認申請業務	20

## ＜その他＞

農業農村整備事業の包括支援	21
発注者支援業務	22
施設台帳管理システム	23
地籍調査（一筆地調査）	24
農村振興計画策定支援	25
農家負担金軽減支援対策	26
土地改良区の支援	27
広報活動	28

## ＜組織概要＞

業務の展開方向	29
会員，組織・職員	30
組織沿革	31



第 13 回 ひろしまの農村フォトコンテスト  
優 秀 賞：大石 正臣  
タイトル：「防蟻灯」  
（撮影場所：世羅町京丸）



第 13 回 ひろしまの農村フォトコンテスト  
優 秀 賞：森原 泰子  
タイトル：「手塩にかけて」  
（撮影場所：福山市沼隈町山南）



第 13 回 ひろしまの農村フォトコンテスト  
優 秀 賞：手島 洋子  
タイトル：「丘のじゃがいも畑」  
（撮影場所：竹原市吉名町）

# ● 平成 27 年度 土地改良連合会重点支援事項

## 1) 多面的機能支払

- ・広島県農地・水・農村環境保全協議会(以下、「県協議会」という。)は、平成 26 年度までは多面的機能支払交付金の実施主体として事業推進しておりましたが、制度の法制化に伴い、平成 27 年度からは活動組織が事業実施主体となり、県協議会は、事業の推進組織となりました。
- ・県協議会は、交付金の交付事務はなくなりましたが、市町の交付・申請事務及び実施状況確認に係る支援や中山中地域等直接支払における多面的機能支払との一体的な推進に係る支援が追加され、市町、活動組織に対してきめ細やかな支援を行う組織となりました。
- ・連合会は、県協議会の発足当初から、事務局として事業推進していましたが、今後も農業の多面的機能を維持・発揮する地域活動について、問合せや助言などによりきめ細かに支援します。  
また、活動組織の事務についても受託業務として支援します。



【農道周辺の草刈】



【水路の泥上げ】



【水路のひび割れ補修】

多面的機能支払については、15 ページをご覧ください。

## 2) 団体営ため池簡易耐震診断

大規模地震や豪雨等の自然災害による被災を未然に防止するため、簡易耐震診断等を通じて施設の現状を把握するとともに決壊の危険度や周辺への影響度を改めて確認し、今後のため池の効率的かつ重点的な防災対策の基礎資料の作成を支援します。



連合会では、現地調査、簡易氾濫解析、関連データ調査、老朽度調査を実施します。  
また、簡易氾濫解析においては、水土里情報システムを活用し、地目ごとの農地被災面積を算定します。

団体営ため池簡易診断については、6, 9 ページをご覧ください。

## 3) 農業用排水施設の機能診断と保全計画策定

- ・国においては、国土強靱化計画、インフラ長寿命化計画が進められていますが、県においても平成 27 年 2 月に「インフラ長寿命化計画（行動計画）(案)」が策定されて、インフラの長寿命化に向けた取組の推進が示されました。
- ・この中で、目指す姿はストックマネジメントの確立とされており、損傷した施設を単純に更新するという事後保全的な対応ではなく、関係機関や地域の共同活動組織が、施設の規模に応じて役割分担しながら、点検・機能診断と予防保全計画に基づき既存施設の有効活用を図りつつ、劣化の状況に応じた適切な対策を行って、ライフサイクルコストの低減を図っていくこととされています。

連合会では、ストックマネジメントの確立のために、次のような事項について支援します。

- ① 国庫補助事業等による機能診断
- ② 国庫補助事業及び県単独事業で整備するために必要な機能診断
- ③ 各種保全計画書作成
- ④ 施設の状況変化を経年的に記録管理するためのシステム開発

施設の診断については、8, 11 ページ。補修・更新については、4 ページの対策事業の紹介をご覧ください。

# ● 平成 27 年度 土地改良連合会重点支援事項

## 4) 大規模農業団地での生産拡大

広島県では、大規模農業団地の基盤整備により、担い手の持続可能な営農の実現をめざし、担い手と農地をマッチングし、産地育成による園芸品目の生産拡大と雇用の創出に向けた取り組みが進められています。

連合会は、大規模遊休農地の低コストの基盤整備を行うための調査・計画を支援します。



【区画拡大前】



【畦畔除去】



【区画拡大後】

農業農村整備事業の包括支援については、21ページをご覧ください。

## 5) 広島レモンのブランド化によるかんきつ産地育成

広島県では、かんきつ産地の分散された園地を面的に集積するとともに、収益性の高い園地に整備することにより、産地の核となる担い手の経営力を高め、将来にわたって担い手に経営が継承できるかんきつ産地の育成を、耕作放棄地の再生に併せて推進されています。

連合会は、収益性の高い園地の整備に必要な作業道やかん水施設など、基盤整備に関する調査・計画・施工管理を支援します。

【整備前】



【整備後】



耕作放棄地再生利用については、16ページをご覧ください。

# 農業基盤の整備（面整備）事業の紹介

## 区画整理や暗渠排水の整備が可能な事業

3

国事業名	農業競争力強化基盤整備事業			農山漁村地域整備交付金			農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農業基盤整備促進事業 農地耕作条件改善事業	【県単独事業】 小規模農業基盤整備促進事業	
	農地整備事業 (経営体育成型)(中山間地域型)	農地整備事業 (畑地帯担い手育成型)	農地整備事業 (畑地帯担い手支援型)	農地整備事業 (経営体育成型他)	農業基盤整備促進事業	中山間地域総合整備事業				集落基盤整備型
事業主体	県営 ソフト事業は団体営	県営 ソフト事業は団体営	県営	県営 ソフト事業は団体営	県営	県営 団体営 ソフト事業は団体営のみ	団体営	団体営	団体営	
採択要件	(1)農業生産基盤整備事業の4又は5を実施 (2) " 事業の1～5のうち2以上を総合的に実施 (3)上記(1),(2)と密着に関連のあるものを併せて実施	(1)農業生産基盤整備事業の1.2.5のうち1つ以上を実施 (2) " 事業の1～5のうち2以上を総合的に実施 (3)上記(1),(2)と密着に関連のあるものを併せて実施	同左 同左	農業競争力強化基盤整備事業と同様 経営体育成型 畑地帯担い手育成型 畑地帯担い手支援型	大規模団地構想に基づく補完事業として実施 その他 県と協議確認	条件不利益地 ①過疎地域 ②振興山村 ③離島 ④半島振興対策地域 ⑤特定農山村	生産基盤整備と集落基盤整備それぞれから1工種以上実施	平成19年法律第48号に基づき作成される「活性化計画」の中に位置付けられていること 事業実施期間 最大5年	農地耕作条件改善事業は農地中間管理事業を重点的に実施する区域で実施 事業実施期間 最大3年 市町全体を1地区とする	農業基盤整備促進事業の事業主官・採択要件にあうものは、原則農業基盤整備促進事業で実施
受益面積	①20ha以上 (中山間地域型 10ha以上) ②以下のいずれかの要件 ・担い手農地集積率 50%以上 ・担い手農地集約化率 30%以上 ・農業生産法人の育成 ③集積促進事業を行う場合 ・目標年次における 中心経営体集積率 55%以上	①畑地を主とし20ha以上 ・離島は10ha以上 ・樹園地は、概ね5ha以上の団地の合計が10ha ②集積促進事業を行う場合 ・目標年次における 中心経営体集積率 55%以上	①畑地を主とし30ha以上 ・離島は10ha以上 ・樹園地は、概ね5ha以上の団地の合計が10ha ②担い手戸数/受益者農家戸数又は担い手経営面積/受益面積が10%以上 ③担い手戸数3戸以上 又は農業生産法人1経営体以上	農業競争力強化基盤整備事業と同様 経営体育成型 畑地帯担い手育成型 畑地帯担い手支援型	①1地区当り事業費200万円以上 ②1地区当り受益者2者以上	県営・60ha以上(一般型) ・20ha以上(生産基盤型又は林野率75%以上かつ傾斜1/20の農地50%以上) 団体営・20ha以上(一般型) ・10ha以上(生産基盤型又は林野率75%以上かつ傾斜1/20の農地50%以上)	ほ場整備の場合 20ha以上	・下記工種の1～5のいずれか又はこれらのうち二以上を実施 ・受益面積の合計が5ha以上 ・担い手への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれること	①1地区当り事業費200万円以上 ②1地区当り受益者2者以上	3ha以上 事業費 200～2,500万円
工種	○農業生産基盤整備事業 1.農業用排水施設 2.農道整備 3.客土 4.暗渠排水 5.区画整理 6.除穢 7.農用地造成 8.農地保全 ○農業生産基盤整備付帯事業 ○営農環境整備事業 ○農業経営高度化支援事業(ソフト事業) ○特認事業	○農業生産基盤整備事業 同左 ○農業生産基盤整備付帯事業 ○営農環境整備事業 ○農業経営高度化支援事業(ソフト事業)	○農業生産基盤整備事業 同左 ○農業生産基盤整備付帯事業 ○営農環境整備事業	農業競争力強化基盤整備事業と同様(但し、特認事業を除く) 経営体育成型 畑地帯担い手育成型 畑地帯担い手支援型	○定率助成 1.農業用排水施設 2.暗渠排水 3.土層改良 4.区画整理 5.農作業道 6.農用地の保全 7.調査・調整	○農業生産基盤整備事業 1.農業用排水施設整備事業 2.農道整備事業 3.ほ場整備事業 4.農用地開発事業 5.農地防災事業 6.客土事業 7.暗渠排水事業 8.農用地の改良又は保全事業 ○農村生活環境整備事業 農業集落整備事業他11事業 ○特認事業	○農業生産基盤整備 1.ほ場整備 2.農業用排水施設整備 3.農道整備 4.農用地開発 5.農用地の改良又は保全 ○集落基盤整備 1.農業用排水施設整備 他13工種	○生産基盤の整備 1.農業用排水施設 2.農道整備 3.暗渠排水 4.客土 5.区画整理 6.農地造成 7.交換分合 8.農用地保全 9.土地改良施設保全(農道保全対策事業含む) 10.農業集落道 12.農業経営高度化等支援 ○生活環境施設の整備 ○地域間交流拠点の整備 ○その他政令で定める事業	○定率補助 1.農業用排水施設 2.暗渠排水 3.土層改良 4.区画整理 5.農作業道 6.農用地の保全 7.調査・調整 ○定額補助 1.農地の簡易な区画拡大(農道保全対策事業含む) 2.暗渠排水 3.湧水処理 4.末端畑かんがい施設 5.客土 6.除穢 中心経営体に集約化する農地は、定額助成単価2割加算	ほ場整備事業
補助率	国 50% (6法 55%) 県 15% (山村 20%) 営農環境整備事業等は県0～15%	国 50% (離島 52%) 県 15% (離島 19.5% 山村 20%) 営農環境整備事業等は県0～15%	国 50% (離島 52%) 県 15% (離島 19.5% 山村 20%) 営農環境整備事業等は県0～15%	農業競争力強化基盤整備事業と同様	国 50% (6法 55%) 県 15% (山村 20%)	国 55% (離島 60%) 県 15% (生産基盤整備事業) 0～15% (生活環境基盤整備事業)	国 50% 県 15% (農業生産基盤整備) 0～15% (集落基盤整備)	国 50% (6法 55%) 県 15% (生産基盤整備) 0～15% (生活環境施設等)	定率 国 50% (6法 55%) 県 15% 定額 工種ごとに助成額規定	県 50% (離島、山村) 45% (その他の地域)
事業実施要綱	・農業競争力強化基盤整備事業要綱・要領 ・別紙1-2農地整備事業に係る取扱い	同左	同左	・農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領 ・別紙1-2農地整備事業に係る取扱い	・農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領 ・別紙2農業基盤促進事業に係る運用	・農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領 ・別紙12-1中山間地域総合整備事業に係る運用	・農山漁村地域整備交付金実施要綱・要領 ・別紙11集落基盤整備事業に係る運用	・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱・要領	・農業基盤整備促進事業実施要綱・要領	

表中の記載は概要であり、記載内容の他に事業の目的のための計画書作成等の要件等もあります。詳しくは、下記担当窓口にお問い合わせください。



**担当窓口：技術支援課**

**電話：082-502-7473**

# 農業水利施設の対策事業の紹介

## ポンプ・樋門・水路などの農業水利施設の補修・更新事業

<p><b>農山漁村地域整備交付金</b>（水利施設整備事業基幹水利施設保全型）</p> <p>事業内容：①県営造成施設について機能診断を行い、機能保全計画を策定 ②国営・県営土地改良事業で造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹的施設について、機能保全計画に基づく対策工事 ③突発的事故に対する緊急対策工事</p> <p>事業主体：県、市町、施設管理者等</p> <p>採択要件：①国営・県営土地改良事業で造成された基幹的施設 ②末端支配面積 100ha 以上（田以外の場合、20ha 以上） ③機能保全計画に基づくもの（対策工事）</p> <p>補助率等：国 50%，県 15～20%</p>
<p><b>農山漁村地域整備交付金</b>（水利施設整備事業地域農業水利施設保全型）</p> <p>事業内容：①団体営造成施設について機能保全計画を策定 ②団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事 ③突発的事故に対する緊急対策工事</p> <p>事業主体：市町、施設管理者等</p> <p>採択要件：①基幹水利施設ストックマネジメント実施方針対象施設以外 ②総事業費（対策工事）30 百万円以上 ③受益面積 10ha 以上 ④機能保全計画に基づくもの（対策工事）</p> <p>補助率等：国 50%，県 15%</p>
<p><b>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</b></p> <p>事業内容：土地改良事業で造成されたダム、頭首工、機場、基幹排水路等の基幹施設の補強工事、排砂対策工事</p> <p>事業主体：市町、土地改良区等</p> <p>採択要件：受益面積 5ha 以上</p> <p>補助率等：国 50～55%，県 15%</p>
<p><b>農山漁村地域整備交付金</b>（水利施設整備事業基幹水利施設整備型）</p> <p>事業内容：1 農業水利システム保全計画策定事業 ①水利施設等の機能診断 ②水利用と管理の在り方の技術的検討 ③農業水利システム保全計画の作成 2 管理省力化施設整備事業 ①省力化のための農業水利施設の整備 ②畑地化等のための農業水利施設の整備</p> <p>事業主体：県、市町、土地改良区等</p> <p>採択要件：①水利地域水田農業ビジョンが策定されていること ②水利地域水田農業ビジョンと整合が保たれた、農業水利システム保全計画の策定が確実なこと ③水利区域の農用地面積は 20ha 以上（中山間地域は 10ha 以上）かつ、一連の水利システムに係る区域の農用地面積が、100ha 以上（中山間地域は 60ha 以上）</p> <p>補助率等：国 50%，県 15%</p>
<p><b>土地改良施設維持管理適正化事業</b></p> <p>事業内容：①団体営規模以上の事業により造成された施設 ②地元及び県の整備に係る負担金は、5 年間分割で広島県土地改良事業団体連合会を經由し、全国土地改良事業団体連合会に拠出され積立てられ、拠出期間 5 年間のうちの 1 年で整備事業を実施する。</p> <p>事業主体：市町、土地改良区等</p> <p>採択要件：① 1 地区当たり 2 百万円以上 ②水土総合強化推進事業（円滑化事業）による点検診断を実施していること</p> <p>補助率等：国 3/10，県 3/10</p>
<p><b>多面的機能支払交付金</b>（資源向上活動：施設の長寿命化のための活動）</p> <p>事業内容：農業用施設の長寿命化を図るための活動を支援 基礎支援 活動組織に対し 10a 当たり次の単価を交付 田：4,400 円、畑：2,000 円、草地：400 円</p> <p>事業主体：市町、活動組織</p> <p>採択要件：①資源向上支払（共同活動）により、共同活動を実施している地域 ②保全計画の作成</p> <p>補助率等：国 1/2，県 1/4，市町 1/4</p>

# ● 老朽ため池の改修事業の紹介

ため池がこのような状態になっていませんか？



堤体からの漏水



堤体の浸食



堤体の陥没



必要性が無くなったため池

**危険の初期段階！このままだと・・・**

- ・ 堤体から漏水している
- ・ 堤体の浸食，陥没している所がある
- ・ 必要性が無くなり，放置されている

ため池は，農業にはなくてはならない，**大変重要な水源**であり，集中豪雨の時には，下流への**洪水を防ぐ機能**もあります。  
**しかし**，適切な**保全管理や整備**が行われていないと，ため池の姿が，**豹変する**可能性もあります。

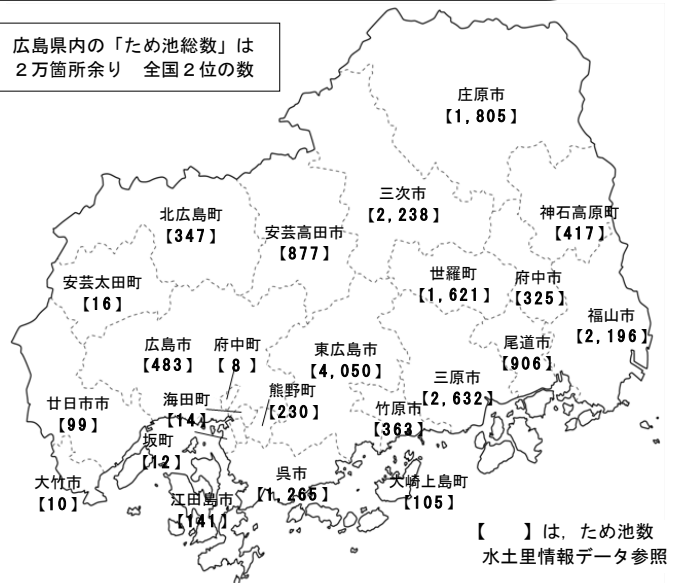


ため池の決壊



決壊による下流の被災

広島県内の「ため池総数」は2万箇所余り 全国2位の数



## 調査事業

ため池の状況を把握したい

注：主要事業を記載

### 農村地域防災減災事業

事業内容：防災・減災対策にかかる計画策定  
施設の現況把握（一斉点検），耐震性点検調査  
補助率等：定額（平成27年度までの調査計画事業は定額補助）

**ため池緊急防災体制整備促進事業（拡充 事業期間平成27年度～平成31年度）**  
事業内容：点検結果を踏まえた対策 監視体制等の強化，減災対策，権利関係調整，廃止等  
補助率等：国50～55%，定額（緊急を要するリスク除去は定額）

9ページへ

### 水土総合強化推進事業（土地改良施設管理円滑化事業）

事業内容：土地改良施設の定期診断・管理指導，施設管理者からの要請診断  
補助率等：国50%，県25%，連合会25%

11ページへ

## 整備事業

ため池を改修したい

注：主要事業を記載

### 農村地域防災減災事業

事業内容：必要な耐震性を確保，緊急放流施設等の整備  
補助率等：国50～55%

9ページへ

### ため池等整備事業

事業内容：農用地，農業用施設等の災害の防止  
補助率等：事業実施主体，地域指定区分，地区営農状況により異なる

21ページへ

### 小規模農業基盤整備事業（老朽ため池補強事業）

事業内容：国庫補助の採択基準に達しないため池の改修・補修  
補助率等：県50%

21ページへ

### ため池緊急整備事業

事業内容：既存の単独県費事業で対応が困難な地域を対象に緊急的に改修・補修・廃止を行う  
補助率等：県45～50%

21ページへ



担当窓口：技術支援課

電話：082-502-7473

## ため池簡易耐震診断に対する連合会の取り組み

### 【目的】

大規模地震や豪雨等の自然災害による被災を未然に防止するため、簡易耐震診断等を通じて施設の現状を把握するとともに決壊の危険度や周辺への影響度を改めて確認し、今後のため池の効率的かつ重点的な防災対策の基礎資料の作成を支援します。

### 【対象ため池】

1,000m<sup>3</sup>以上の影響度Ⅲ<sup>注1)</sup>のため池、及び受益面積2ha以上貯水量1,000m<sup>3</sup>未満のため池

注1) 影響度：H22～H23で実施した『ため池緊急点検調査』によって区分された影響度

### 【調査の内容】（平成27年度までは定額補助）

現地調査・施設管理者からの聞取調査・簡易氾濫解析・関連データ調査を実施し、調査結果のデータベースを作成

#### 『全ため池の共通調査事項』

1. 現地調査（堤体法勾配、洪水吐断面、堤体主材料、好湿性植物の有無、取水施設のクラック、利用状況、接続道路状況）
2. 聞取調査（点検頻度、点検内容、用水のため池依存度）
3. 簡易氾濫解析（氾濫域を決定、被害戸数、被害人数、公共施設の有無、主要道・主要河川の有無、農地被災面積、農業用施設の有無）
4. 関連データ調査（活断層情報、気象データ、主な植生、地域防災計画記載の有無、水防計画記載の有無、地盤、流域崩落履歴）



#### 『受益2ha以上貯水量1,000m<sup>3</sup>未満のため池の追加調査事項』

5. 老朽度調査（堤体余裕高、クラック、漏水状況、洪水吐状況、堤体・取水施設・洪水吐・上下流状況の写真撮影）



### 【連合会での取り組み】

#### 『連合会が行う調査事項』

上記の調査事項のうち、1. 現地調査、3. 簡易氾濫解析、4. 関連データ調査、5. 老朽度調査を実施します。また、3. 簡易氾濫解析においては、水土里情報システムを活用し、地目ごとの農地被災面積を算定します。<sup>注2)</sup> 注2) 水土里情報実施市町に限ります。

調査事項及び調査費用に関しては、下記窓口にお問い合わせください。



窓口：西部事業所：082-502-7474

北部事業所：0824-62-2497

東部事業所：0847-22-0162

農業競争力の強化に向けた取り組みを行う地区（基盤整備促進事業）  
 農地中間管理機構による農地の集積を行う地域（耕作条件改善事業）  
 総事業費 200 万円以上、かつ受益者 2 者以上

## ① きめ細かな基盤整備（定率補助）

工種 基盤整備：農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全  
 調査調整：権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整  
 補助率 国 50%（離島・中山間地域 55%）、県 15%



老朽化した水路の整備



農作業道の整備



区画整理



かんがい施設の整備

農用地の保全の事業内容：

土壌浸食、農用地の災害や農作物の冷害を防止するために必要な階段工、土留工、法面保護工、畦畔補強工、鳥獣被害防止施設、防風林・防風ネット、防災ダム、温水ため池、防霜ファン等を想定しています。農地等の整備と一体的に鳥獣被害防止施設を整備する場合は対象となりますが、鳥獣被害防止施設の単独での実施は出来ません。

## ② 整備済み農地の簡易な整備（定額助成）（赤字は基盤整備促進事業について平成27年度拡充）

農地（田、畑）の簡易な区画拡大：10 万円/10a（水路の管水路化を伴う場合 20 万円/10a）

暗渠排水：15 万円/10a（本暗渠管の間隔 10m 以下）

湧水処理：15 万円/100m

末端の畑地かんがい施設整備：20 万円/10a（樹園地の場合 30 万円/10a）

客土：10 万円/10a（層厚 10cm 以上）

除礫：20 万円/10a（深度 30cm 以上）

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を 2 割加算



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

事業実施主体：県、市町、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構等

## 農業基盤整備促進事業



農地集積の加速化  
 農業の高付加価値化

県の地区設定の考え方：

集落内の農地及び農業用施設を一体的に整備するものは、市町単位を 1 地区とする。ただし、ため池の整備は、防災・減災事業とし、国庫補助事業の要件を満たさないものは県単独事業とする。

市町地区の採択優先順位：

- ① 農地（暗渠排水・区画整理）：園芸作物の導入に必要な整備
- ② 農業用施設（水路・農作業道）：農地の整備と密接に関連する整備



担当窓口：技術支援課

電話：082-502-7473

## 老朽施設の補修・更新，既存の水路の 保全・合理化整備を緊急実施【平成27年度まで】

### 区分1 農業水利施設等整備事業

- (1) 用排水施設整備事業・・・農業用排水施設の新設，廃止又は変更
- (2) 暗渠排水事業・・・完全暗渠，補助暗渠，補水渠の新設，変更
- (3) 客土事業・・・農用地につき行う客土
- (4) 区画整理事業・・・農用地の区画形質の変更

事業要件：農用地利用集積の計画が必要，受益面積20ha以上

補助率等：国50～55%，事業主体：県

### 区分2 農地集積促進事業

- (1) 高度土地利用調整事業  
ア 指導事業・・・都道府県が行う普及・指導活動  
イ 調査・調整事業・・・関係機関との調整等調査・調整活動
- (2) 中心経営体農地集積促進事業・・・中心経営体への農用地の集積に向けた促進支援
- (3) 耕地利用高度化推進事業・・・営農上支障となる湧水処理及び不陸均平，暗渠の維持管理

事業要件：区分1の(1)または(2)と関連して行うものに限る

補助率等：国50～55%

事業主体：県 ただし，(1)ア 土地改良連合会，土地改良区(1)イ 市町・土地改良区・農協，(2)(3) 市町，土地改良区とすることができる

### 区分3 水利用再編促進事業

- (1) 水利用調整事業・・・水利使用の見直し，環境用水等の用水の質的向上の支援
- (2) 水利用高度化推進事業・・・地域用水機能等を維持・増進する活動支援
- (3) 施設計画策定事業・・・整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握，概略設計
- (4) 管理省力化施設整備事業・・・水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に附帯する施設の整備
- (5) 機能保全計画策定事業・・・農業用排水施設の機能診断及び保全計画の策定

事業要件：(3)施設計画策定事業，(4)管理省力化施設整備事業は **事業費200万円以上**

(5)機能保全計画策定事業は **末端支配面積10ha以上**

補助率等：国50～55%，(3)施設計画策定事業，(5)機能保全計画策定事業は【定額】

事業主体：県・市町・土地改良区等

### <事業内容>

#### (4) 管理省力化施設整備事業

給水栓，ゲート，分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備，並びに水管理施設，維持管理施設，安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備

<農業用排水施設に附帯する施設整備の例>

【除塵機】



【安全施設】



#### (5) 機能保全計画策定事業

施設の現況調査や劣化度合いの測定等により，対策工法・対策時期・対策概略費用などの施設保全計画を策定



担当窓口：技術支援課

電話：082-502-7473

## 農村地域の総合的な防災・減災対策を支援します

＜主な内容＞（下線部は平成 27 年度拡充）

### 1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

- 1) 農村地域の防災・減災対策にかかる計画の策定と  
そのために必要な調査や、ため池の点検調査・  
耐震調査等
- 2) 農業用排水路への転落防止と上部の道路・  
歩道としての利用のため、水路の蓋かけ等の  
施設整備に係る調査

### 2. 農業用施設等の整備（整備事業）

- 1) 自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や  
災害の未然防止を図るための整備（ため池整備（防災重点ため池の豪雨対策、地震対策等）、  
湛水防除、地すべり対策、農村防災施設の整備、土地改良施設の耐震整備等）
- 2) 施設の防災機能を適切に維持するための長寿命化対策の実施

### 3. ため池の一点点検を踏まえた防災・減災対策 （ため池緊急防災体制整備促進事業）

- 1) 監視・管理体制の強化（観測機器の設置、技術研修の開催等）
- 2) 緊急的な防災対策の実施（施設の軽微な補修、排水ポンプの設置等）
- 3) 減災対策の実施（ハザードマップの作成、ハザードマップを活用した防災訓練等）
- 4) ハード整備の着手促進（整理すべき権利関係の調整）
- 5) 地域防災上のリスク除去（定額助成によるため池の廃止（切開や切り下げ等））



ハザードマップの作成

### ため池緊急防災体制整備促進事業（平成 27 年度創設）

事業期間平成 27 年度から平成 31 年度まで（但し、2（1）5）は平成 29 年度まで）

#### （1）事業内容

- 1) 監視・管理体制の強化  
災害の発生を未然に防止するため、雨量計や水位計等の観測機器の設置、監視・管理に必要な技術習得のための研修の開催等により、監視・管理体制を強化。
- 2) 緊急的な防災対策の実施  
施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下の実施、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等により、ため池の防災機能を確保。
- 3) 減災対策の実施  
ハザードマップの作成等により、地域における減災の意識を醸成。
- 4) ハード整備の着手促進  
整備着手前に整理すべき権利関係を調整することにより、ハード整備の着手を促進。
- 5) 地域防災上のリスク除去  
ため池の廃止（切開や切り下げ等）を定額助成により緊急的に実施。

#### （2）採択要件

- 1) (1) 1) から 3) 及び 4)（廃止に係るものを除く）は、次に該当するもの
  - (ア) 施設が決壊した場合、下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池であって、受益面積 2 ha 以上
  - (イ) 調査計画事業の「実施計画策定」又は「耐震性点検・耐震化対策整備計画策定」のうち耐震化対策整備計画の策定を実施する見込みのあるもの
- 2) (1) 4)（廃止に係るもの）及び 5) は、次に該当するもの
  - (ア) 施設が決壊した場合、下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池であること

事業実施主体：県，市町，土地改良区等

調査計画事業：（補助率 国 50～55%，但し、平成 27 年度までの調査計画事業は定額補助）

整備事業：（補助率 国 50～55%）

体制整備促進事業：（補助率 国 50～55%，定額）



担当窓口：技術支援課

電話：082-502-7473

# ● 団体営調査設計事業

以下の整備を行う場合は、活用してください。  
 団体営事業の計画策定費用の一部を連合会が負担します。

## 対象となる工種と申請事業

工 種	申 請 事 業
ほ場整備	農山漁村地域整備交付金 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
ため池等整備	農山漁村地域整備交付金
かんがい排水整備	農山漁村地域整備交付金 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
農道整備	農山漁村地域整備交付金 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

## 負担割合と事業の流れ

### ・負担割合

市町等（会員）の負担割合は、**20%**です。（国50%、県15%、広島県土連15%）

団体営調査設計事業の事業主体は、連合会となります。

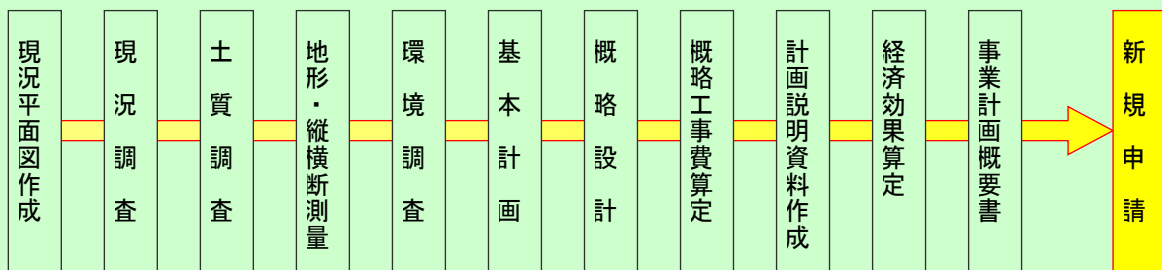
業務の範囲は、新規地区の申請に必要な **地形図作成**、**基本計画**、**経済効果算定** および **計画概要書等の資料作成** を行います。

各事業の申請に必要な活性化計画等の **個別資料の作成は、別途予算が必要** となります。

工種別の調査設計費用の詳細は、下記担当窓口までお問い合わせください。

### ・事業の流れ

#### ため池等整備による例



担当窓口：技術支援課

電 話：082-502-7473

# ● 土地改良施設管理円滑化事業，維持管理適正化事業

## 農業用水利施設の診断を支援（土地改良施設管理円滑化事業）

施設の状態判断『どこを見ればいいの?』にお応えします。

土地改良施設管理円滑化事業では，定期診断指導対象施設について，年次実施計画に基づき実施しています。

【定期診断指導対象施設】（団体営規模以上により造成された施設）

区分	施設選定基準	診断サイクル	対象施設数
ダム	堤高15m以上	5年	55
頭首工	可動式	3年	55
揚水機	口径100mm以上		32
排水機	口径250mm以上		76
樋門水門	—		56
水路	—		16
畑かん施設	—		8
ため池	堤高10～15m未満	5年	61
計			359

診断結果は，A・B・Cのランクを付け，整備補修を要する施設は，補助対象事業や適正化事業で改修をするよう指導・助言します。



揚水機の診断



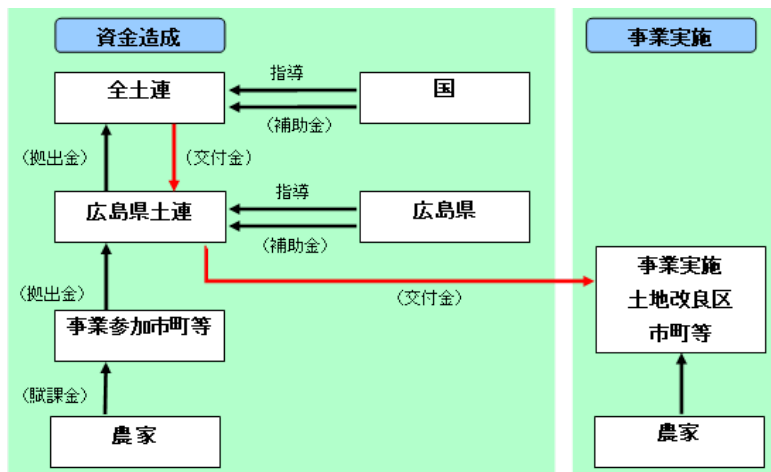
頭首工の診断

上記の定期診断指導対象施設とは別に，施設管理者からの要請に基づく診断・管理指導は，適宜実施しています。

補助率：国50%，県25%，広島県土連25%

## 機能回復のための整備・補修を支援（維持管理適正化事業）

この事業は，相互扶助による事業となっており，整備補修を希望する市町，土地改良区が「適正化事業」に加入し，事業費の30%を5年間均一に積立て，事業実施年度に事業費の10%を負担して整備・補修を実施します。



腐食状況



揚水機の分解



整備補修後

事業主体：土地改良区，市町等の土地改良施設管理団体

採択基準：団体営規模以上の事業により造成された水利施設で，事業費が200万円以上の整備補修等

補助率：国30%，県30%，事業実施主体 積立：30%，実施年度10%



担当窓口：技術支援課

電話：082-502-7473

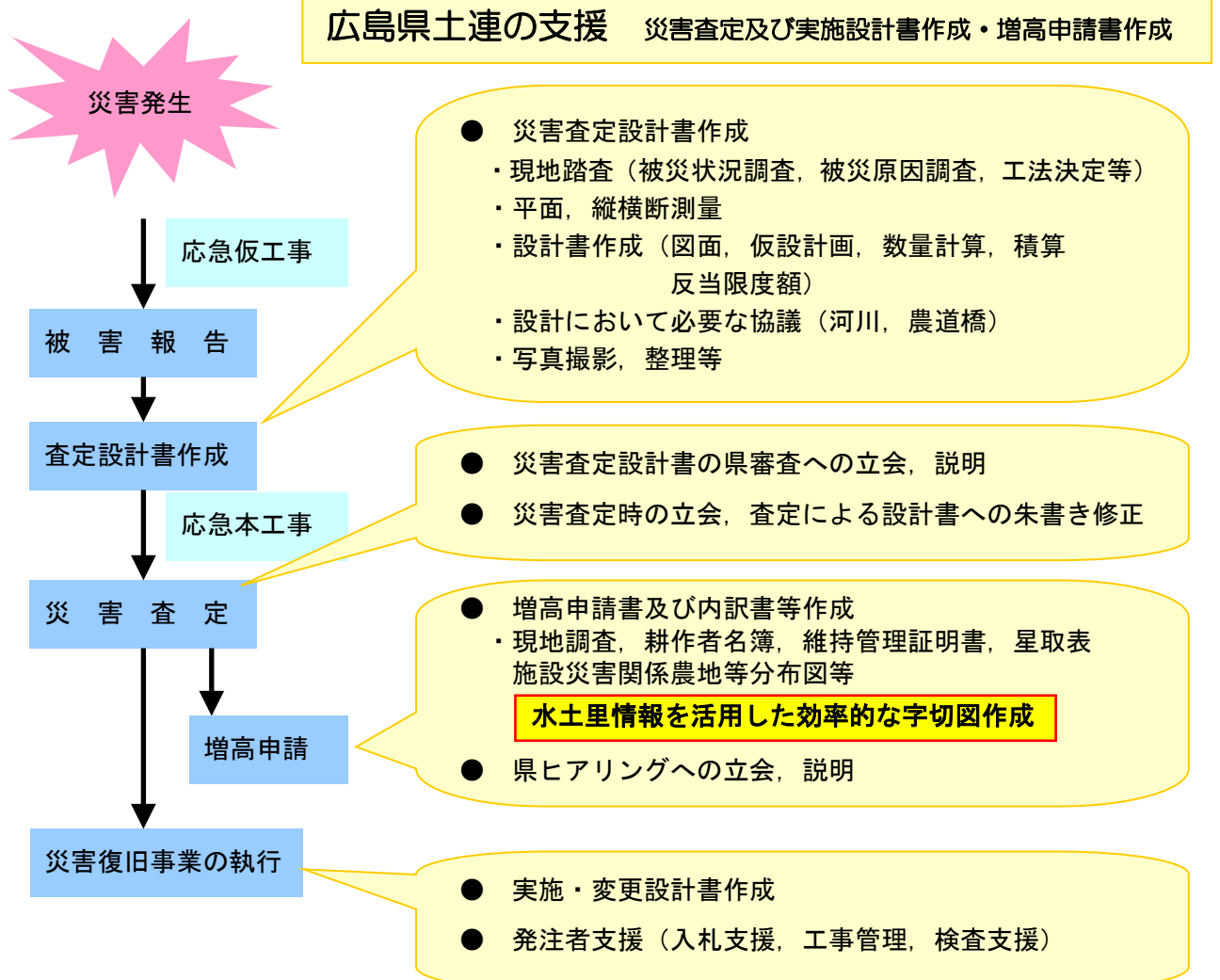
# ● 災害復旧事業

農地・農業用施設災害の復旧を支援します。



農地（畦畔）の被災

## 災害復旧の流れ

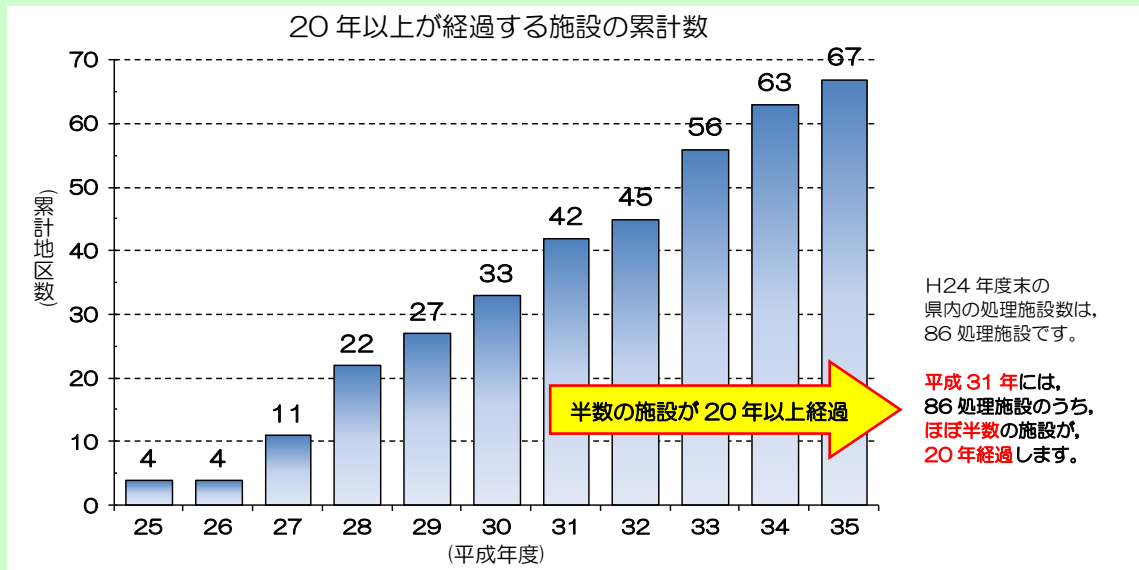


担当窓口：西部事業所，北部事業所，東部事業所  
 電話：（西部）082-502-7474  
 （北部）0824-62-2497  
 （東部）0847-22-0162

# ● 農山漁村地域整備交付金【農業集落排水施設のストックマネジメント】

集落排水の施設診断に、  
国費100%の定額補助を活用してみませんか？

## 生活に身近な施設の健康診断（機能診断調査）



地区ごとに、状態は異なります。また、地区内の施設（機器）ごとにも、状態は異なります。

コンクリートの腐食



機械設備の発錆・腐食



マンホール蓋の腐食

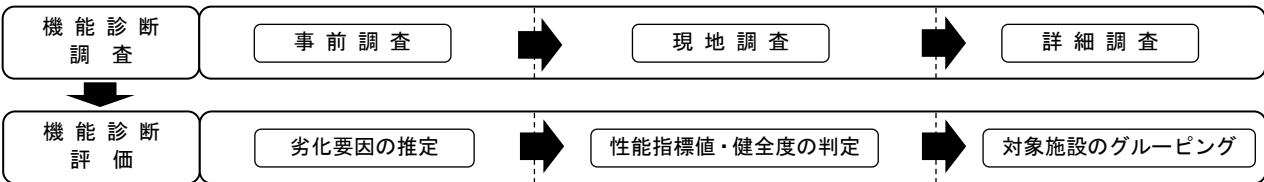


絶縁抵抗値の異常

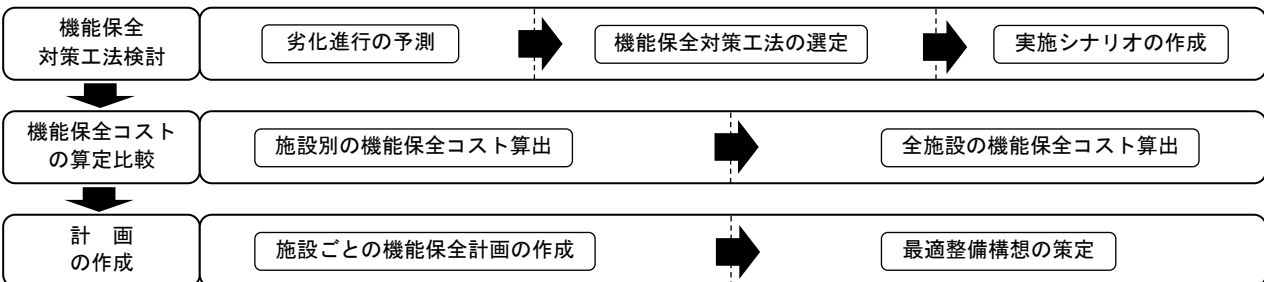


まずは、現況の把握が第一歩です。

### 機能診断調査の範囲



### 最適整備構想策定の範囲



定額補助は、機能診断調査の概ね「現地調査費」に相当します。  
機能診断調査で「事前調査」「詳細調査」を実施する場合には、  
別途予算が必要となります。  
詳しくは、下記担当窓口へお尋ねください。



担当窓口：技術支援課

電話：082-502-7473

# ● 再生可能エネルギー導入可能性評価の紹介

連合会は平成24年度に農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業を実施し、広島県内の **太陽光・風力・小水力・木質バイオマス発電** の **導入の可能性** を調査しました。導入検討の参考にご利用ください。

- ・各評価は、**全国統一の基礎的な条件** を用いて **可能性の検討** を行ったものであり、**詳細な条件を検討した結果ではありません**。
- ・本調査における風力発電の評価条件では、可能性地の該当は無かったが、評価条件を緩和すれば可能性も有りうる。
- ・調査報告書、評価位置図は、広島県土連のホームページ(<http://www.hdn.or.jp/>)に公表しています。

## 【小水力発電】

所在地	施設名	区分
広島市	湯来発電所	廃止発電所
廿日市市	岩倉発電所	廃止発電所
安芸高田市	香六ダム	ため池・ダム
	常友頭首工	頭首工
江田島市	三高ダム	ため池・ダム
三原市	神田大池	ため池・ダム
	三河ダム	ため池・ダム
尾道市	竜泉寺ダム	ため池・ダム
福山市	服部大池	ため池・ダム
	大谷池	ため池・ダム
	八日谷溜池	ため池・ダム
	藤尾ダム	ため池・ダム
	鈴池	ため池・ダム
	七社頭首工	頭首工
北広島町	大仙原発電所	廃止発電所
安芸太田町	横川発電所	廃止発電所
世羅町	三川ダム	ため池・ダム
神石高原町	貝原川発電所	廃止発電所

可能性「高」、可能性「中」の施設

## 【漁港における太陽光発電】

所在地	漁港名	所在地	漁港名
広島市	五日市	大崎上島町	沖浦
	草津	三原市	能地
廿日市市	丸石	尾道市	海老
	塩屋		吉和
大竹市	地藏前	福山市	田尻
	玖波		平
呉市	阿多田		走
	大屋		横田
	大地蔵		箱崎
	音戸		
	倉橋		
	安浦		
江田島市	豊島		
	美能		
竹原市	畑		
	深江		
	柿浦		
	吉名		

可能性「高」、可能性「中」の漁港

## 【排水機場を利用した太陽光発電】

所在地	施設名
三原市	両名排水機場
	七宝排水機場
	長谷排水機場
	船木排水機場
竹原市	柏排水機場
三次市	中所排水機場

可能性「高」、可能性「中」の施設

## 【耕作放棄地における太陽光発電】

所在地	面積
三次市	2.0 ha
安芸高田市	4.2 ha
竹原市	2.5 ha
	2.0 ha
江田島市	3.9 ha
	5.2 ha
三原市	2.1 ha
	2.2 ha
尾道市	3.0 ha

可能性「高」、可能性「中」の施設

## 【バイオマス発電】

ブロック名	発電出力	ブロック形成市町
広島+広島西	1,525kW	広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町廿日市市、大竹市
広島中央+呉	992kW	東広島市、竹原市、大崎上島町、呉市、江田島市
芸北	1,131kW	安芸高田市、北広島町、安芸太田町
福山・府中+尾三	1,143kW	福山市、府中市、神石高原町、三原市、尾道市、世羅町
備北	2,863kW	三次市、庄原市

注：評価マップは、林地残材のみを利用した場合の評価で、既存施設により利用されている木材は含まない。バイオマス発電の導入可能性は、大規模設備で一定の設備稼働効率・発電効率を確保することが重要であることから、隣接する市町でブロックを形成し、検討している。ブロック形成は、広域行政圏の区分による。

## 導入に向けた調査設計

小水力等再生可能エネルギー導入支援事業では、小水力等発電施設の整備に係る **概略設計**、各種法令に基づく **協議等の取組** への支援について、**定額助成**による実施が可能です。

補助率：定額

事業実施主体：地方公共団体、民間団体等



水路の落差を利用した小水力発電施設



農業水利施設を利用した太陽光発電施設

## 施設整備に向けた事業

農山漁村活性化プロジェクト支援事業では、農業農村活性化のために整備された施設等にバイオマス、水力、風力、太陽光等の再生可能エネルギーを供給する施設及びこれらの附帯施設の設置又は更新実施が可能です。

補助率：国50～55%、県15%(事業実施の妥当性が認められた場合)  
事業実施主体：県、市町、農業協同組合、土地改良区等

地域用水環境整備事業では、農業水利施設を活用した小水力発電のための施設整備（新設・更新）が可能です。

補助率：国50%、県15%(事業実施の妥当性が認められた場合)  
事業実施主体：県、市町、土地改良区等

広島県土連は、農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業を活用し、地域資源を活用した小水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入支援として、**申請書作成**、**現地調査**、**概算工事費算定**、**収支検討**などを支援します。



担当窓口：技術支援課

電話：082-502-7473

# ● 多面的機能支払交付金

農業の多面的機能の維持・発揮のため、  
道路・水路等の地域資源や農村環境の保全を図るための活動  
を支援します。

多  
面  
的  
機  
能  
支  
払

担い手に集中する水路・道路等の管理を地域で支える活動

農地維持支払



農道周辺の草刈



水路の泥上げ



農道の砂利舗装



ため池の草刈

資源向上支払

【共同活動】施設の軽微な補修，農村環境保全活動等



水路のひび割れ補修



植栽活動

【長寿命化】水路等施設の補修



水路の補修・更新

広島県土連は、活動組織の取り組みを支援します。

活動組織（集落）に対する**指導**，**事業申請**や**実績報告**などの**事務支援**と共に  
施設の補修・更新のための**調査・設計**，**工事費算定**や**工事の竣工検査**などの  
**技術支援**を行います。

【事務支援】【技術支援】



事業申請 / 工事費算定

【技術支援】



農道調査



水路調査



担当窓口：地域支援課

電話：082-502-7476

# ● 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

耕作放棄地の再生や土づくり，必要な施設の整備まで総合的に支援します。

対策実施期間が，平成30年度まで延長されました

## 1. 事業概要

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者，農地中間管理機構，農業者組織，農業へ参入する法人等が行う再生作業や土づくり，作付け・加工・販売の試行，必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。

## 2. 実施主体

地域農業再生協議会（地域耕作放棄地対策協議会）

### 【事業メニュー】

#### ① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

ア 再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料，有機質資材の投入等）

・ 定額支援【5万円/10a※】（重機を用いて行う場合等【1/2以内等】）

※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合，助成単価を2割加算

・ 土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】

イ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】

ウ 経営展開（試験販売，実証ほ場の設置・運営等）【定額】

#### ② 施設等の整備への支援

・ 基盤整備（用排水施設の整備等），乾燥調製貯蔵施設，集出荷貯蔵施設，農業体験施設（市民農園等），農業用機械・施設の整備【1/2以内等】

・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】

#### ③ 附帯事業への支援【定額】

・ 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援

・ 交付金執行事務：交付事務，地域における農地利用調整，普及啓発活動等への支援

### 【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した取り組み事例】

耕作放棄地再生利用緊急対策と園地集積交付金，園地再生整備支援事業を活用した園地の再生整備



【整備前】



【整備後】



担当窓口：地域支援課

電話：082-502-7476

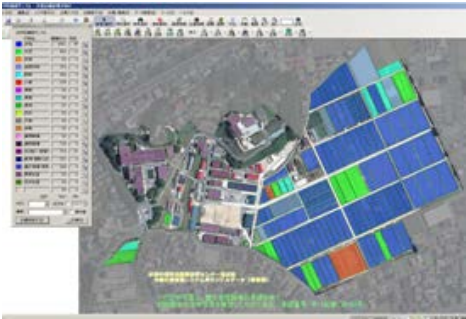
# ● 水土里情報（水土里情報システム）

水土里情報では、このようなことができます。

**営農に携わる方：ほ場ごとに様々なデータを管理できます。**

### 【ほ場別 作付作物】

ほ場ごとに作物目目の色分けや面積集計が行えます。

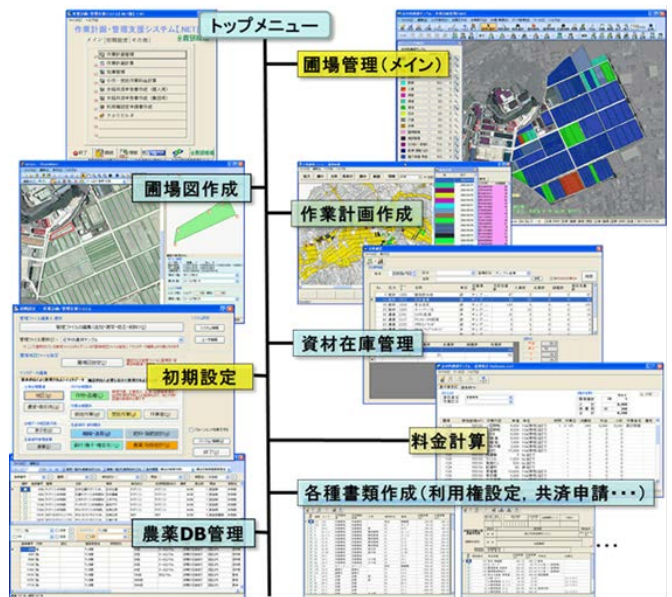


### 【ほ場別 作業状況】

ほ場ごとに作業計画や進捗状況の確認が行えます。



### 【様々なデータを一括管理】



【農研機構開発：作業計画・管理システム】

実際にソフトを見て確認して下さい。  
みなさんのこんなことできるの？  
にお応えします。

**各種事業に携わる方：必要なデータを検索し出力できます。**

### 【耕作放棄地】

耕作放棄地の区分ごとに着色表示し、地域の状況を確認できます。



### 【人・農地プラン】

ほ場ごとに貸付希望農地の確認ができます。



データの出力は、エクセル形式で出力が可能  
条件検索などにより、  
必要な情報を絞り込みます。

区分	名称	面積	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考
耕作放棄地	耕作放棄地	1,234.56	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地
耕作放棄地	耕作放棄地	2,345.67	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地
耕作放棄地	耕作放棄地	3,456.78	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地
耕作放棄地	耕作放棄地	4,567.89	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地
耕作放棄地	耕作放棄地	5,678.90	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地
耕作放棄地	耕作放棄地	6,789.01	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地
耕作放棄地	耕作放棄地	7,890.12	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地
耕作放棄地	耕作放棄地	8,901.23	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地
耕作放棄地	耕作放棄地	9,012.34	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地
耕作放棄地	耕作放棄地	10,123.45	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地

### 活用事例

- ☆耕作放棄地対策
- ☆農地の利用集積
- ☆農業水利施設の管理
- ☆多面的機能支払交付金
- ☆経営所得安定対策事務
- ☆災害増嵩申請 など
- ☆人・農地プラン策定
- ☆農地法関連事務



担当窓口：水土里情報センター

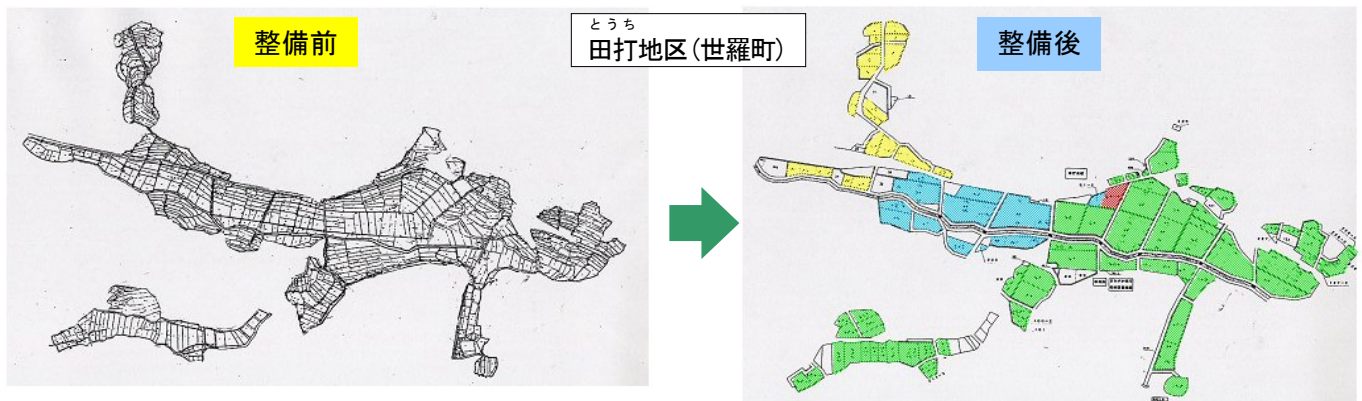
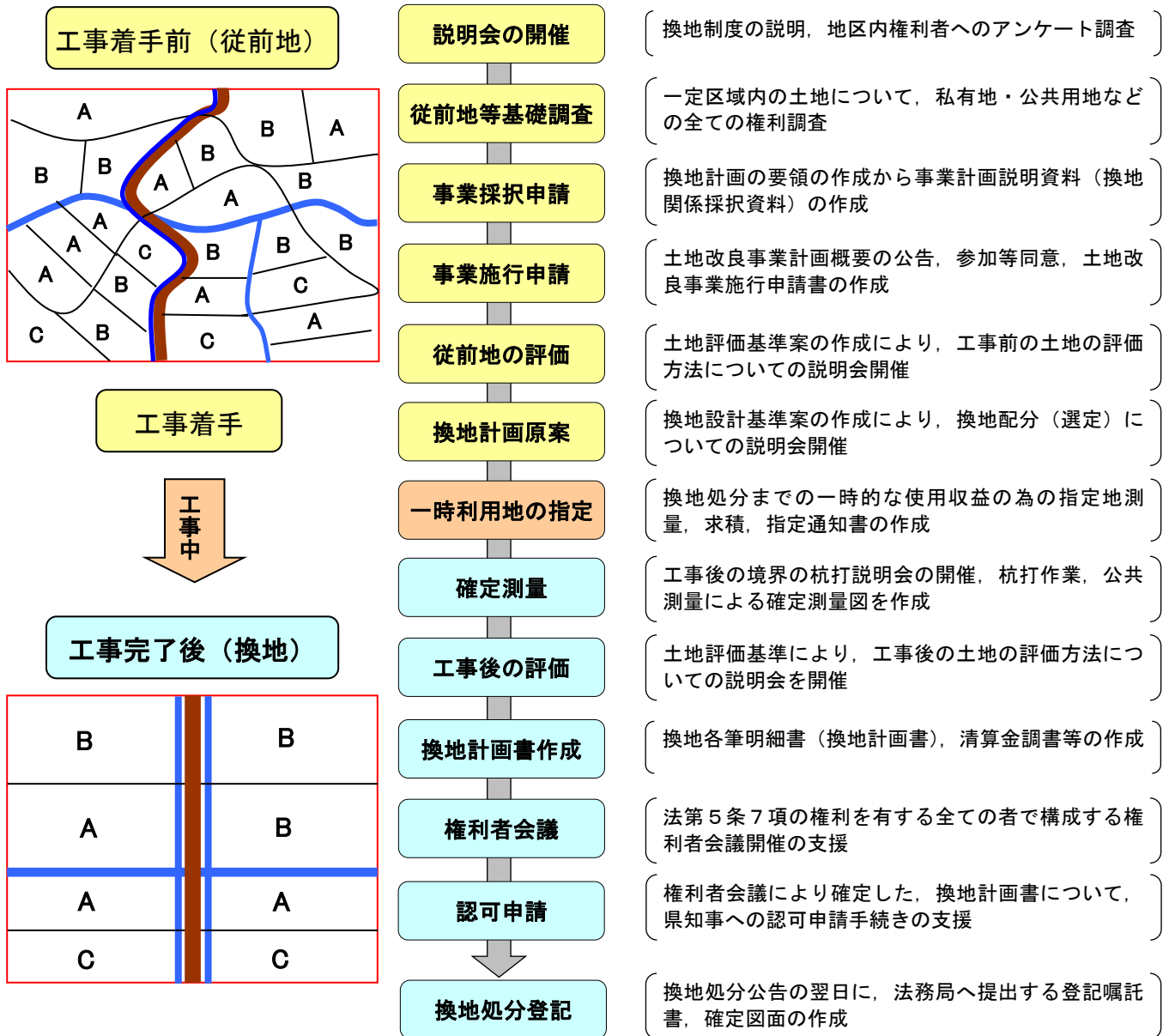
電話：082-502-7475


# ● 換地・確定測量（土地改良法手続き）

区画整理事業では、換地や確定測量を含めた総合的な支援を行います。

あわせて、土地改良法の**各種手続きに必要な資料作成**は、おまかせください。

例：農地の区画整理事業（ほ場整備事業）の流れ



 **担当窓口：換地測量支援課**  
電話：082-502-7477

# ● 土地改良事業計画の調査・報告書作成業務

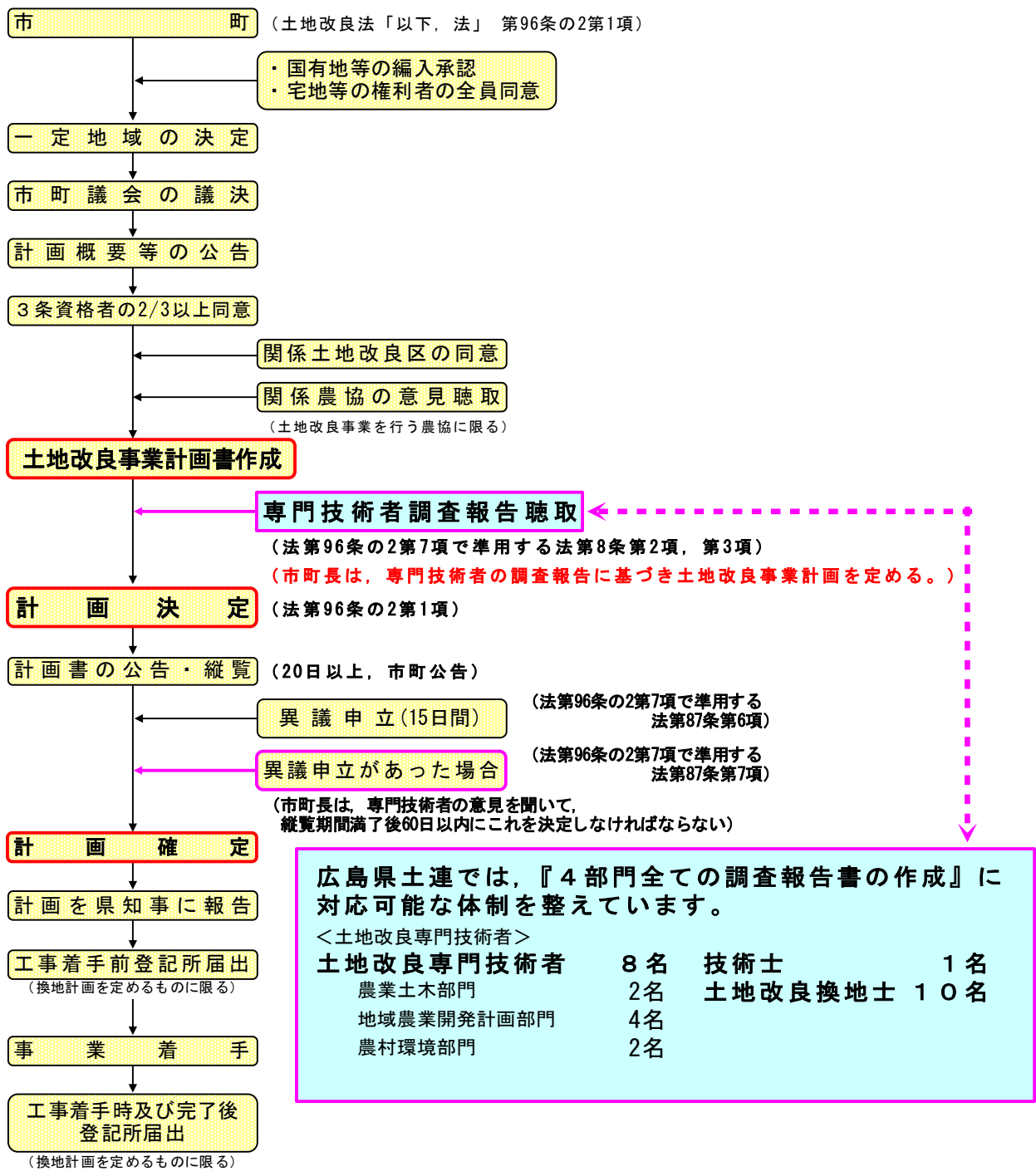
法手続きに必要な調査及び報告書の作成を支援します。

団体(市町)営土地改良事業の開始, 変更, 廃止の計画決定には,  
**調査報告書の聴取が必要です。**

農林水産省令の定めによる農用地の改良, 開発, 保全又は集団化に関しての  
**専門的知識を有する技術者**が, 土地改良事業計画を調査し, 報告書を提出します。

支援実績: 平成23年度 8地区, 平成24年度 8地区, 平成25年度 3地区, 平成26年度 3地区

例: 団体(市町)営土地改良事業の開始フロー (土地改良法の一部改正: 平成23年11月30日施行)



広島県土連では、『4部門全ての調査報告書の作成』に対応可能な体制を整えています。

＜土地改良専門技術者＞			
土地改良専門技術者	8名	技術士	1名
農業土木部門	2名	土地改良換地士	10名
地域農業開発計画部門	4名		
農村環境部門	2名		

担当窓口: 換地測量支援課  
 電話: 082-502-7477

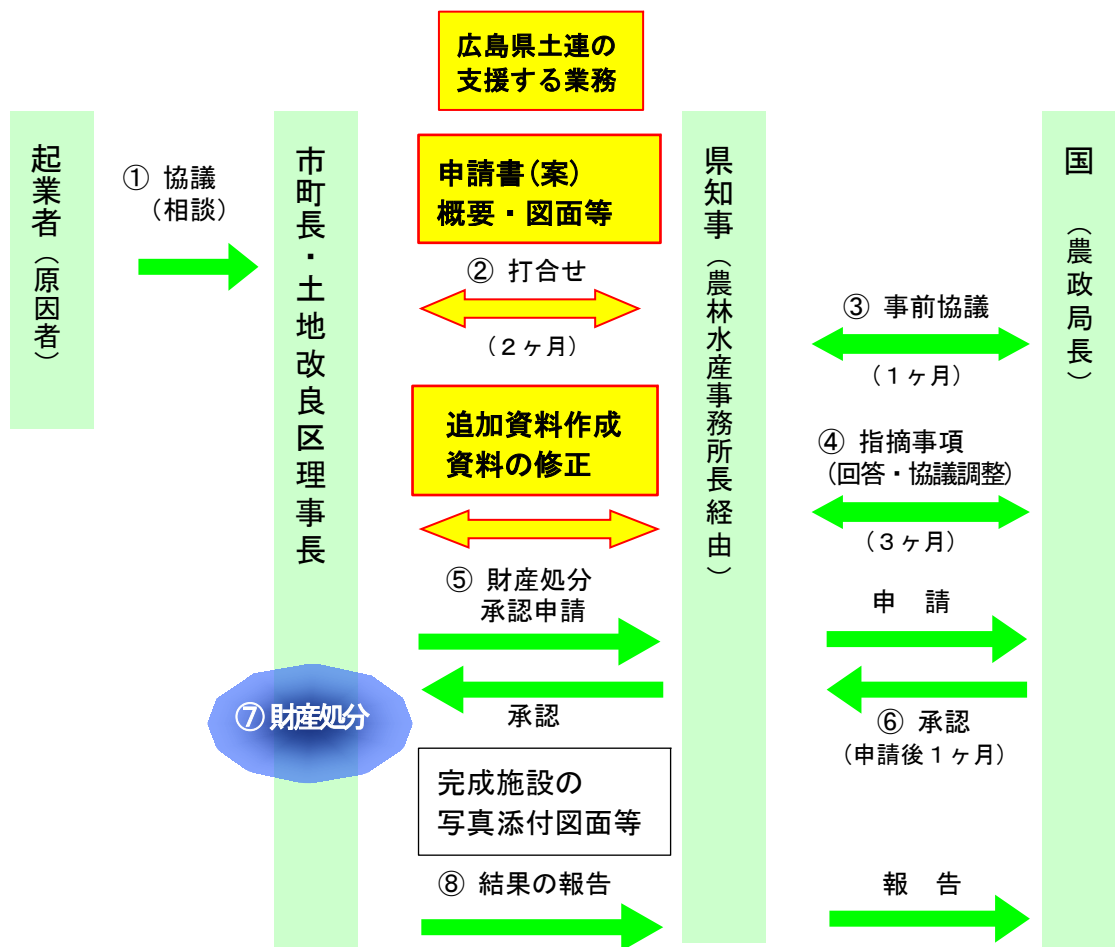
# ● 土地改良財産処分承認申請業務

土地改良財産の処分事務を支援します。

**土地改良財産の処分には、申請と承認が必要です！**

補助金により造成した土地改良財産（用水路，排水路，農道など）を，財産管理台帳に記載する**耐用年数以内に処分する（壊す）**場合は，**農政局に申請し承認**を得なければなりません。  
（適化法第22条による）

財産処分事務のフロー（事務処理予定期間の例：①～⑧）  
〔機能交換できる施設を設置し，補助金返還を伴わないもの〕



処分の方法は，

- ①補助金返還を伴うもの  
財産の残存期間の補助金相当額を返還することを条件として財産処分が承認される。
- ②補助金返還を伴わないもの  
同等以上の代替施設を設置する場合に限り，承認を得て補助金返還が免除される。（機能交換）



担当窓口：換地測量支援課

電話：082-502-7477

# ● 農業農村整備事業の包括支援

## 農業農村整備事業の事業計画から事業実施まで

包括的に支援します。(調査・測量・計画・設計・施工管理)

### 事業計画

調査・測量・計画  
概略設計  
概算事業費算定  
経済効果算定  
環境調査  
各種協議  
事業計画書作成  
法手続関係

### 事業実施

調査・測量  
用地・補償  
換地・確定測量  
全体設計・実施設計  
積算  
発注業務支援  
工事施工管理



農業農村整備事業は、  
環境との調和への配慮が必要です。  
ほ場整備で水田魚道を設置し生物に配慮した排水路を整備  
経営体育成基盤整備事業 川尻地区（世羅町）

## 農業農村整備事業（主なもの）

### 団体営事業

- ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
- ・基盤整備促進事業
- ・中山間地域総合整備事業
- ・集落基盤整備事業
- ・ため池等整備事業
- ・農業集落排水事業
- ・地域農業水利施設ストックマネジメント事業
- ・小規模農業基盤整備事業（県単独補助）
- ・ほ場整備推進特別事業（県単独補助）
- ・ため池緊急整備事業（県単独事業）

### 県営事業

- ・かんがい排水事業
- ・基幹水利施設ストックマネジメント事業
- ・畑地帯総合整備事業
- ・経営体育成基盤整備事業（ほ場整備事業）
- ・基幹農道整備事業
- ・一般農道整備事業
- ・中山間地域総合整備事業
- ・ため池等整備事業
- ・農地保全整備事業
- ・海岸保全施設整備事業
- ・地すべり対策事業



ほ場整備（千代田東部地区）



農地開発（陽光の里地区）



ため池整備（大池原地区）



農道整備（造賀河戸地区）



かんがい排水（三河地区）



農業集落排水（太田部地区）



担当窓口：技術支援課

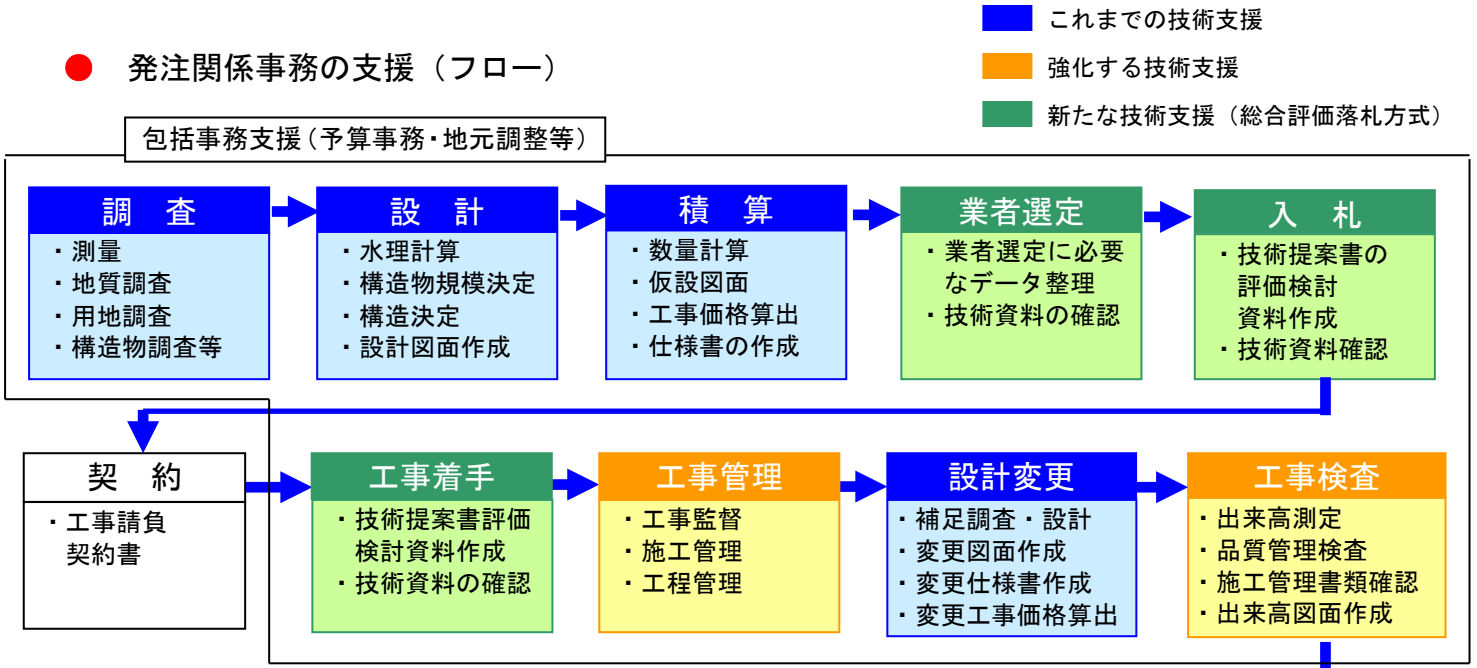
電話：082-502-7473

# ● 発注者支援

## 発注者支援機関として会員の発注関係事務を支援します。

広島県土連は、『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第15条第1項の定めに基づき、発注関係事務を実施する能力を有する発注者支援機関として認定され、事務の各段階で会員を支援します。また、予算事務や地元調整なども含めた包括的な事務支援も実施します。

### ● 発注関係事務の支援（フロー）



※国庫補助事業における発注関係事務は、「測量及び試験費」として支弁できます。

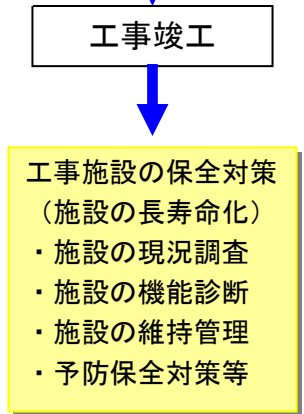


■ 設計・積算

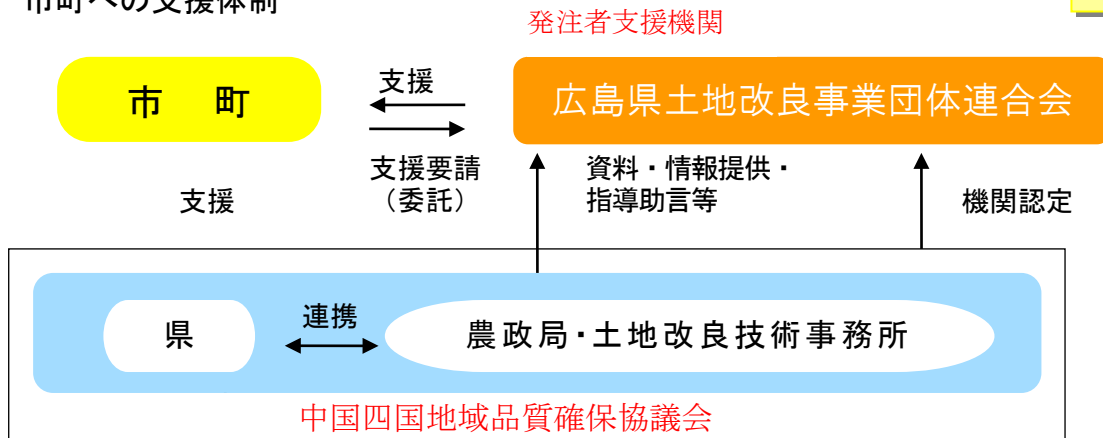
■ 施工管理

■ 工程管理

■ 品質管理



### ● 市町への支援体制



担当窓口：技術支援課

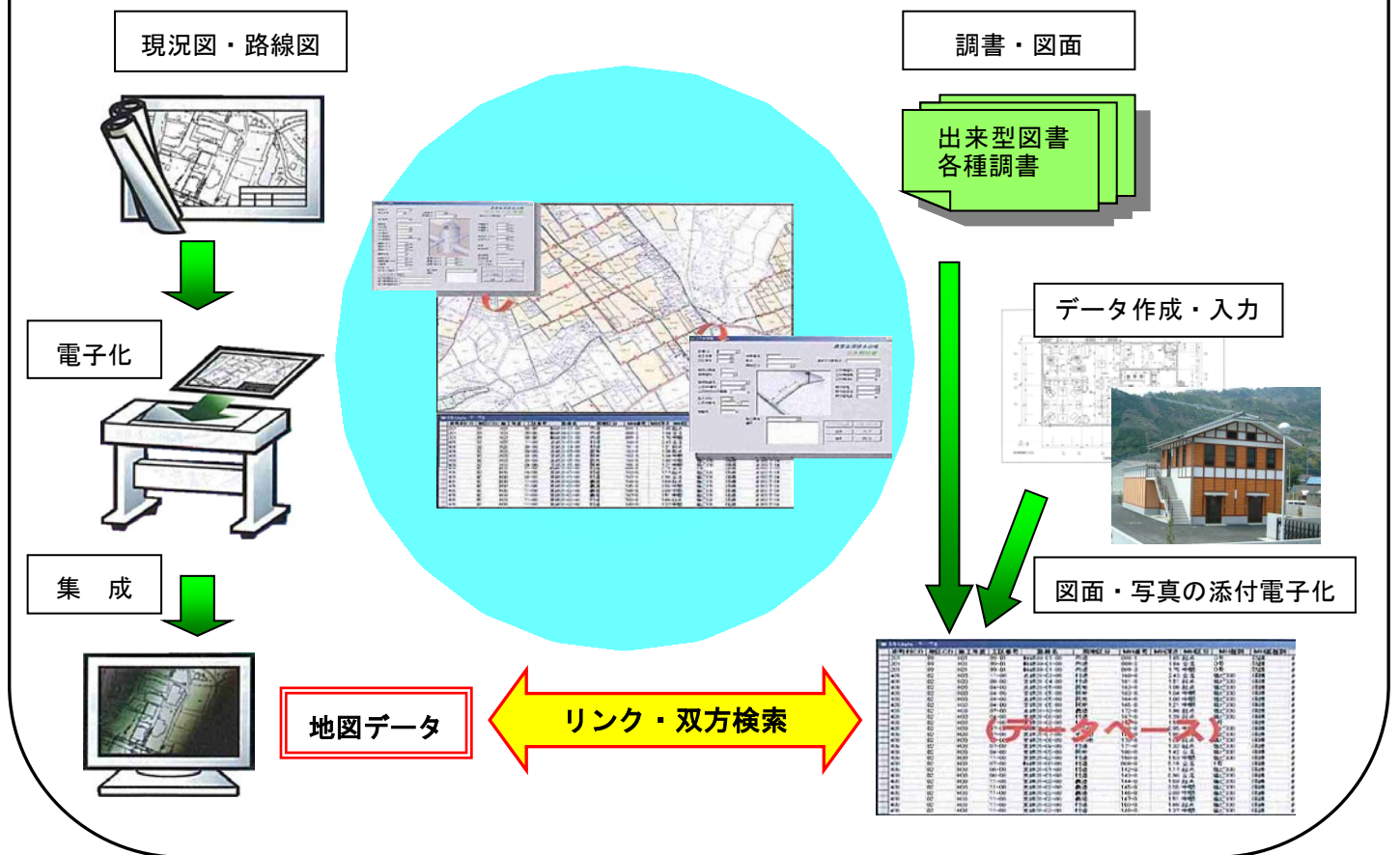
電話：082-502-7473

# ● 施設台帳管理システム

土地改良施設の台帳を地図データと一緒に管理しませんか。

地図データとのリンクにより、対象物の検索結果を視覚的に把握できます。

## 台帳管理システム 簡易GIS



### 台帳管理システム整備実績

#### ■農道台帳システム

システム概要：一定要件道路，その他道路を色分けで図面に表示します。

導入市町：福山市，庄原市，府中市，神石高原町

#### ■ため池台帳システム

システム概要：市町が作成した1,000m<sup>3</sup>以下のため池台帳を，広島県の「ため池防災データベース」と同じデータ構成で作成します。

導入市町：三次市

#### ■集落排水台帳システム

システム概要：管渠，マンホール，マンホールポンプ，公共樹，宅内樹等のデータを市町の独自仕様で作成します。

導入市町：呉市，大崎上島町，三次市，庄原市



担当窓口：技術支援課

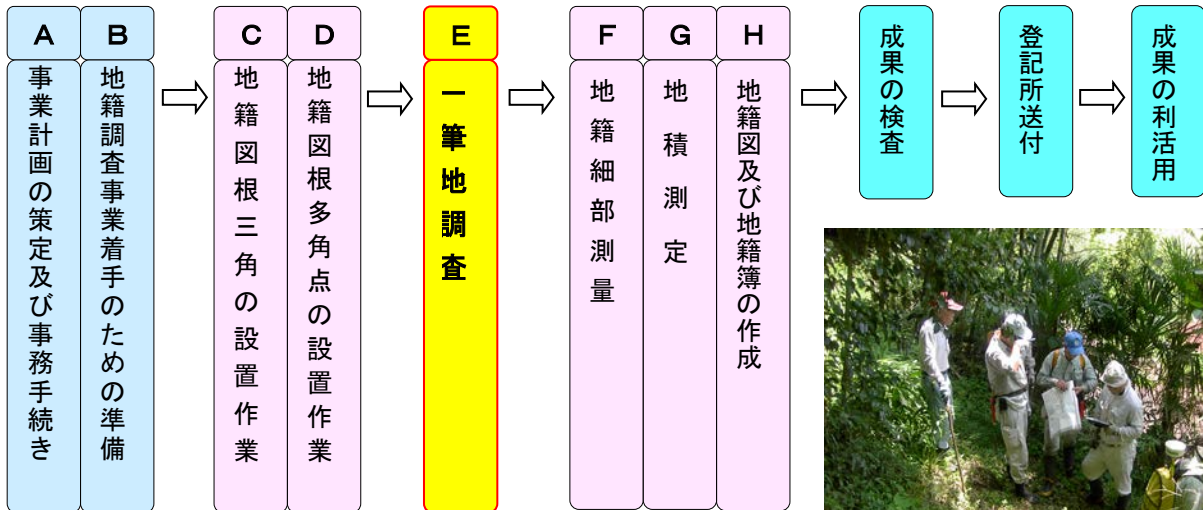
電話：082-502-7475

# ● 地籍調査（一筆地調査）

地籍測量や一筆地調査を支援します。

**外注型で、一般財源負担相当分が軽減できます！**

地籍調査の進め方（工程）

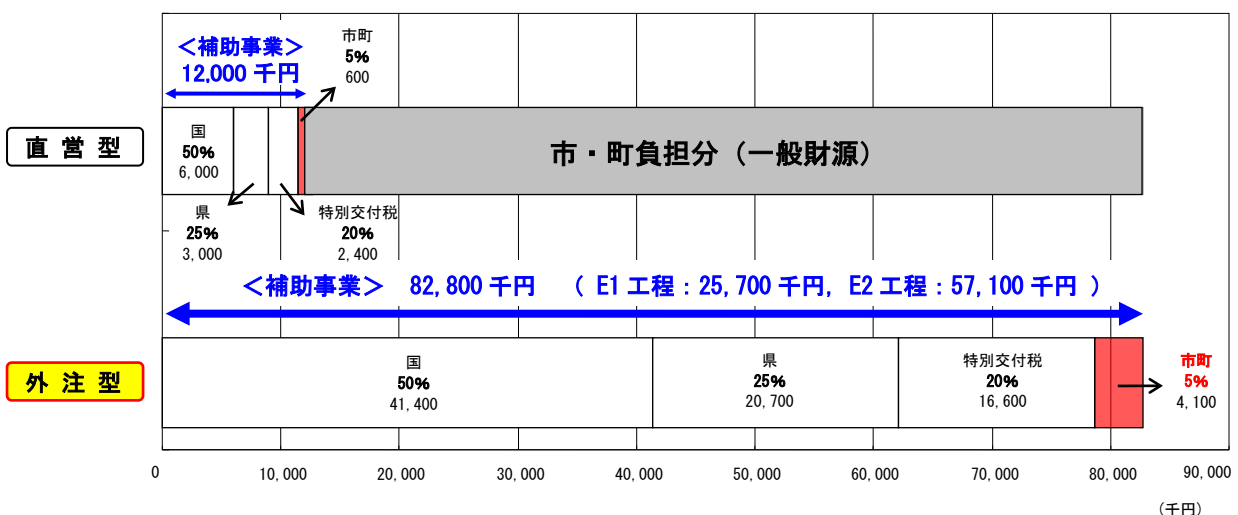


一筆地調査（権利者立会により境界の確認）

**外注**

- 市町が実施主体の事業費負担割合：国 1/2，広島県 1/4，市町 1/4。
- 県及び市町負担分は、特別交付税措置が行なわれます。
- 市町の実質負担率は、5%程度となります。 ※市町により負担率は変動します。

一筆地調査の型別費用負担比較（算定額は概数）



外注型での実施により、市町の **一般財源負担相当分が軽減** できます。



担当窓口：換地測量支援課

電話：082-502-7477

# ● 農村振興計画策定支援

## 農業・農村の各種振興計画の策定を支援します。

農業農村整備事業の実施においては、市町の農業振興計画のほか、各種の基本計画に基づくとともに、住民意向を踏まえ計画を立てる必要があります。

連合会では、農業・農村の各種振興計画づくりを支援するとともに、振興計画に基づく事業実施計画策定を支援します。

女性や高齢者の  
地域づくりへの支援



ワークショップによる  
住民意向の把握



環境保全型農業  
耕畜連携の推進



農家代表との  
農業振興施策検討会

各種の振興計画に基づく  
地域の特色を活かした

活力あふれる農村振興の実現



6次産業化による  
農業振興



生活環境整備  
住みよい地域づくり



各種地域対策への支援  
鳥獣害対策  
外来生物駆除対策  
動植物保護対策



生き物調査を通じた  
地域環境教育



農業体験を通じた  
都市と農村の交流

### 連合会支援実績（平成14年度以降の主たるもの）

農業振興計画地域整備計画策定、改訂	北広島町 (H16), 福山市 (H17), 尾道市 (H20, H24), 三原市 (H21)
農業振興ビジョン策定、改訂	尾道市 (H21, H25)
田園環境整備マスタープラン	東広島市 (H26) など 52 計画
農村振興基本計画	大崎上島町 (H16) など 14 計画
総合整備事業実施計画	大崎上島町 (H18) など 12 計画
農業農村振興施策展開検討	北広島町 (H20), 世羅町 (H21)
未来創造計画	北広島町 (H22), 大崎上島町 (H22)
各種環境調査	県営・団体営事業の新規地区, 変更計画地区



担当窓口：地域支援課

電話：082-502-7476

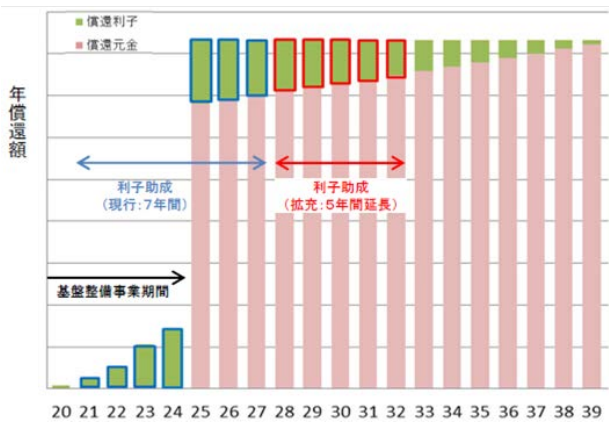
# ● 農家負担金軽減支援対策

地元負担金の軽減のために活用してください。

## 対策期間の延長と助成の対象範囲を拡大！

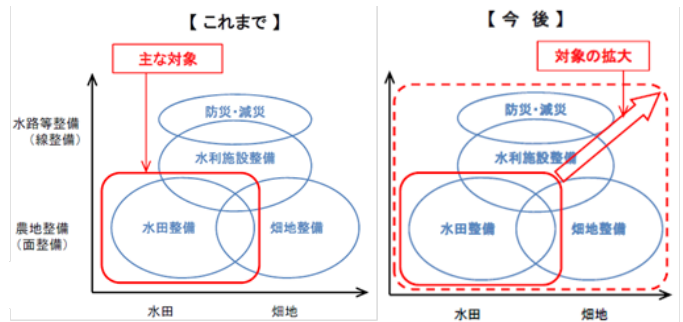
### ■経営安定化対策基盤整備緊急支援事業

- ・担い手への農地集積率の向上を要件として土地改良負担金の利子を助成する事業の対策期間を延長。
- ・「人・農地プラン」の取組（農地集積，経営の複合化等）と連携し，利子助成の対象範囲を拡大。



助成対象のイメージ

現行  
【認定期間】平成 21～25 年度 ⇒平成 21～**30 年度**  
【実施期間】平成 21～27 年度 ⇒平成 21～**32 年度**

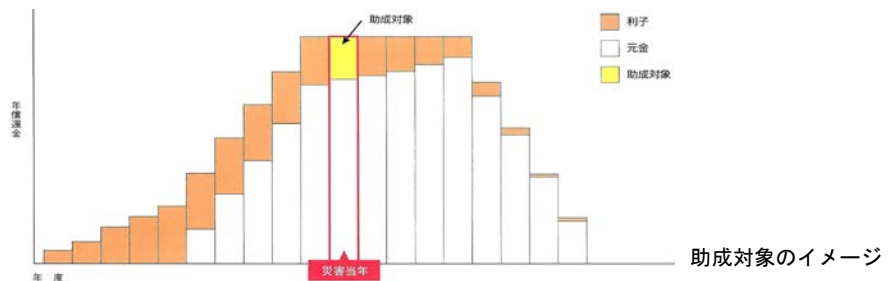


## 災害発生時に負担金の助成制度があります！

### ■災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

現在，土地改良事業等の負担金の償還を行っている地区において，災害復旧事業の適用を受けた場合，被災年度の土地改良事業等の負担金の償還利子相当分が助成されます。

- 【認定期間】平成 19 年度から平成 27 年度
- 【実施期間】平成 19 年度から平成 27 年度



助成対象のイメージ

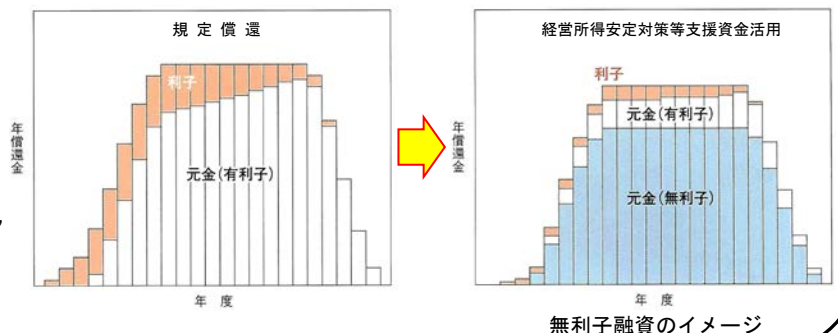
## ほ場整備以外の事業も対象です！

### ■水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

平成 6 年度以降採択された土地改良事業等で，担い手への農用地の利用集積率の増加が見込まれる地区に対し，対象事業に係る地元負担金の 5/6 の無利子融資が可能です。

- 【認定期間】平成 19 年度から平成 27 年度
- 【実施期間】平成 19 年度から

ほ場整備ではありません！  
ため池整備事業やかんがい排水事業など，  
土地改良法に基づき  
国の補助を受ける（受けた）事業であれば，  
対象となります！



無利子融資のイメージ



担当窓口：地域支援課

電話：082-502-7476

# ● 土地改良区の支援

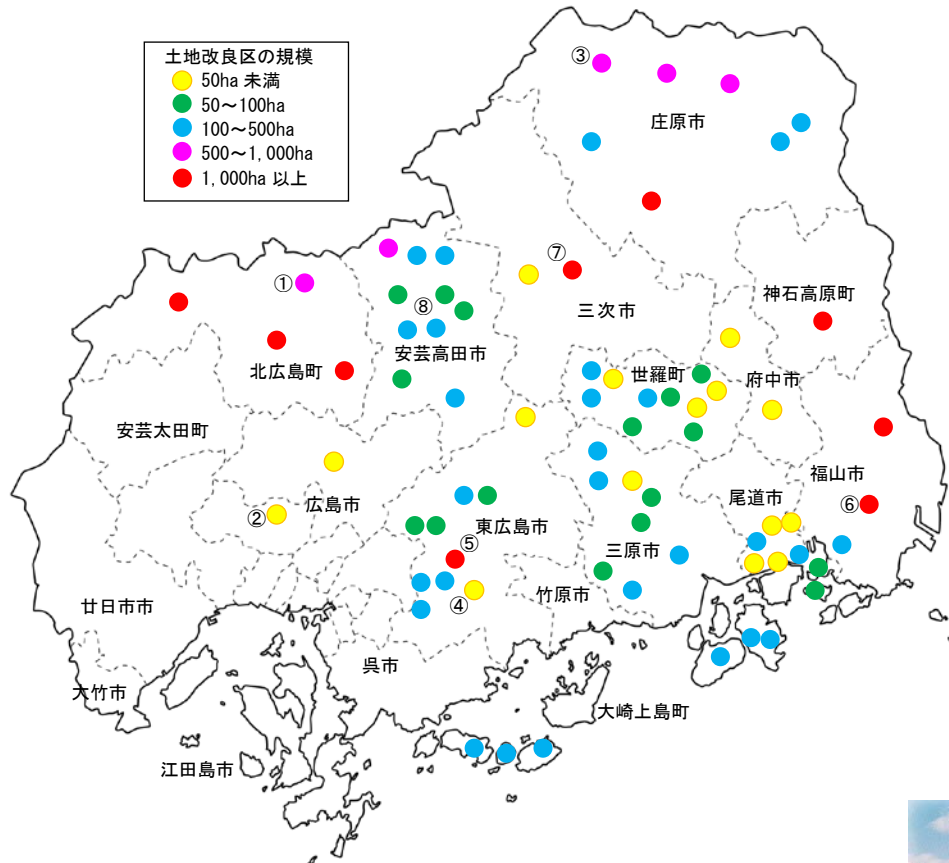
土地改良区の設立，合併，解散，運営を指導支援します。

広島県内には 74 の土地改良区があり，組合員数は約5万6千人です。

## 土地改良区とは・・・

昭和 24 年に土地改良法が制定され，設立された農家の人たちの組織です。農業を行う上で欠かせない土地改良施設の維持・管理，農地の整備（土地改良事業）などの役割を目的とし，全国には約 4,800 団体，関係する組合員総数約 350 万人です。

**水土里ネットは，土地改良区の愛称です！**



## 交流・啓発 活動事例



①水土里ネット大朝  
ふるさと水と土探検隊



②水土里ネット  
口園町外二ヶ町  
みんなで八木用水の清掃



③水土里ネット高野  
ウォーキングをしながら  
土地改良施設を見学



⑥水土里ネット福山  
頭首工の見学学習



⑤水土里ネット大曾場  
みんなで「七つ池」を清掃



④水土里ネット乃美尾  
地元小学生に井堰の説明



⑦水土里ネット三次  
畦畔にシバザクラを植えました

土地改良区は，土地改良事業や施設の管理のほかに，  
交流・啓発活動なども行っており，  
広島県土連は土地改良区の活動を支援します。



⑧水土里ネット吉田  
稲刈り体験をしました



担当窓口：地域支援課

電話：082-502-7476

# 農業農村の振興に向けたイベント、広報誌の発行、ホームページの運営

「ひろしま農業農村整備広報委員会」は、広島県と広島県土地改良事業団体連合会で構成する委員会で、農業農村整備を広く理解していただくため、広報活動を行っています。

- ひろしまの農村フォトコンテスト  
写真を通して広く県民のみなさんに  
県内の農業・農村地域の魅力を発信しています。

第13回 ひろしまの農村フォトコンテスト

応募締切 平成27年 2月13日(金)

「新しい農業・農村のちから」「水土里あふれる景色」

「農村」には四季を通してたくさんの魅力があります。広島県内の四季折々の風景、伝統文化、何気ない人々の生活、農業に挑戦する姿、新しい力——。レンズをおした、あなたの「新しい発見」が伝わるっておきの一枚をお待ちしています。

**部門紹介** (プロ・アマ問いません)

- 総合・農業部門
- ハタラキ女性部門
- 地域イベント部門

**入賞作品には賞金等農産物**

- 【最優秀賞】1点：賞金1万円
- 【優秀賞】2点：賞金5千円
- 【部門賞】3点：記念品
- 【広報委員会特別賞】10点程度：広島県内農産物

みなさんからのとっておきの1枚をお待ちしております。

主催 ひろしま農業農村整備広報委員会  
(広島県・広島県土地改良事業団体連合会)



最優秀賞を受賞した大石 正臣さん(前列左)  
優秀賞を受賞した 森原 泰子さん(前列右)

- 広報誌「ひろしまの土地改良」  
・季刊誌として年4回発行



- 農業農村整備事業優良地区コンクール

これまでの受賞地区

年度	受賞団体	実施事業	事業地区
平成25年	農事組合法人 ファーム西田口	経営体育成基盤整備事業	東広島市 西田口地区
平成23年	農事組合法人 聖の郷かわしり	経営体育成基盤整備事業	世羅町 川尻地区
平成18年	農事組合法人 さわかか田打	県営ほ場整備事業(担い手育成型)	世羅町 田打地区

- 広島県土連のホームページ  
http://www.hdn.or.jp/

事業概要 | 組織概要 | アクセス・地図 | お問い合わせ

## 水土里ネットひろしま

イベント情報

- 水土里の探検隊
- 農村フォトコンテスト
- 子ども絵画展
- その他

土地改良相談

- 施設診断
- 土地改良相談

21創造運動

運動の内容

- 季節紹介
- 21創造運動大賞
- イベント紹介
- 水土里しりとり

「ひろしまの土地改良」

- 241号【PDF:2213KB】
- 240号【PDF:2423KB】
- 239号【PDF:3249KB】
- バックナンバー:239号へ

農業農村整備

- 農業農村整備とは
- 事業紹介

リンク集

- リンク集

お問い合わせ

広島県土地改良事業団体連合会  
〒730-0017  
広島市中区鉄砲町4-1  
電話 082-502-7470  
FAX 082-502-7480  
E-mail spouden@hdn.or.jp

お知らせ

- H26.8.25 農地・水・環境 NEWS「アヒスカバー農山漁村(むら)の室に栗田川流域農地・水・環境保全推進事業が実施されました。
- H26.5.12 「農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業報告書(平成26年度)」について掲載しました。
- H25.3.9 農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査報告書について

広島県農地・水・農村環境保全協議会 | 広島県耕作放棄地再生利用推進協議会

個人情報取り扱いについて | このホームページについて  
Copyright (C) 2008 Hiroshima Prefectural Federation of Land Improvement Association All rights reserved.

広島県土連では、ホームページを通じて、イベントの情報発信や土地改良相談、各種事業紹介を行っています。また、広島県土連が運営する協議会に関する情報も掲載しています。是非一度ご覧ください。

- 農業農村整備の推進に向けた活動
  - ・土地改良事業功労者表彰
  - ・農業農村整備事業の提案活動



担当窓口：地域支援課

電話：082-502-7476

# ● 業務の展開方向

農業・農村の振興と発展を図るため、

**会員の協同組織**としてその利益に寄与します。

1. 設計・換地・測量など、会員等が行う事業の発注関係事務を包括的支援（技術支援）
2. 土地改良事業の円滑かつ的確な実施を図るための調査・設計（団体営調査設計事業）
3. 老朽ため池の老朽度調査や改修の支援（老朽ため池改修支援）
4. 農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動への支援（多面的機能支払対策）
5. 農業集落排水施設の将来計画の支援（農業集落排水施設のストックマネジメント）
6. 農村地域に賦存する未利用資源の活用（再生可能エネルギーの導入・促進支援）
7. 土地改良区の体制強化対策を総合的に実施（水土総合強化推進事業）
8. 農業水利施設の診断による機能回復のための整備・補修の支援（土地改良施設維持管理適正化事業）
9. 農家負担金の利子補給，利子助成，無利子貸付による農家負担金の軽減（農家負担金軽減支援対策事業）



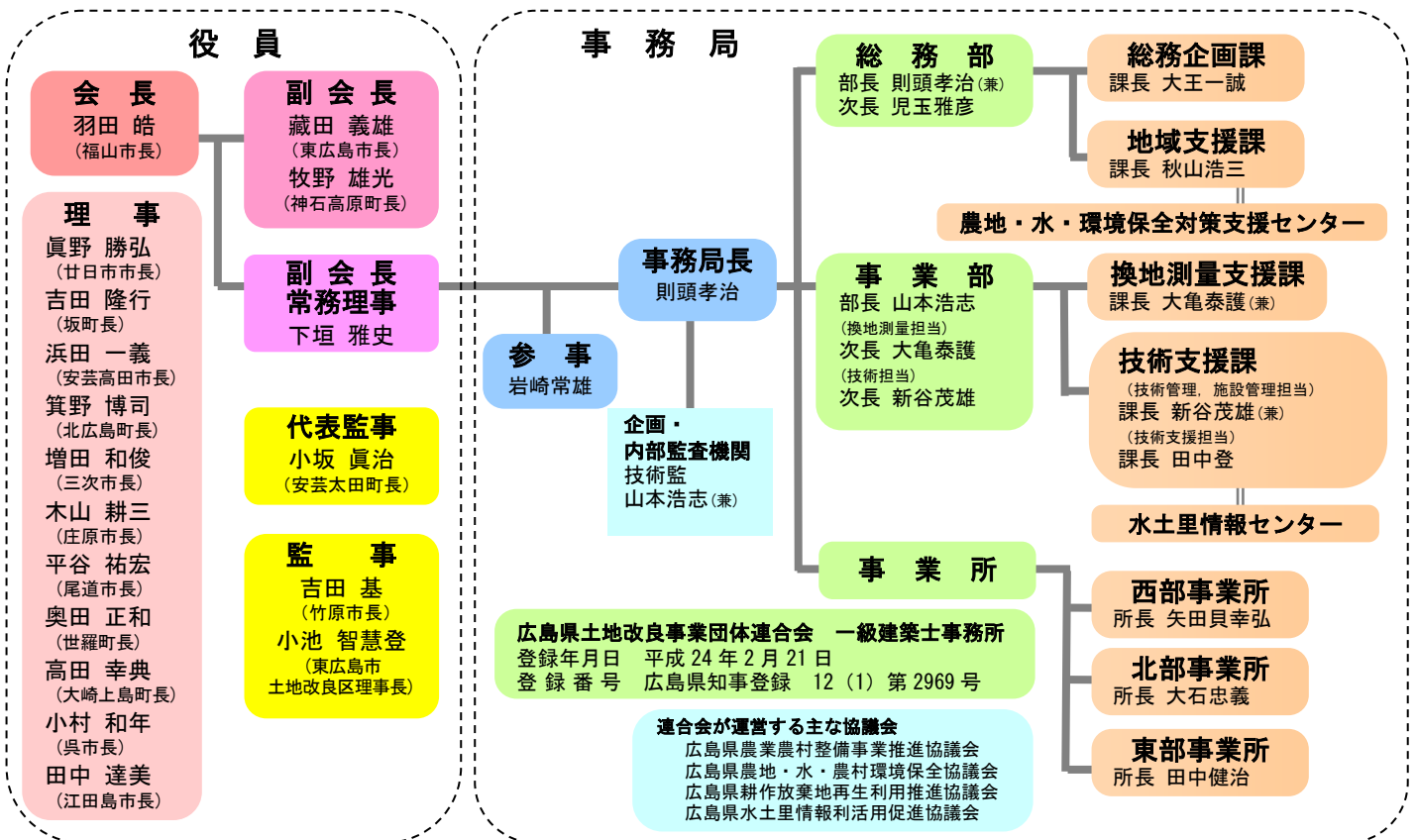
# ● 会員，組織・職員

## 会員一覧

支部	会員数 77	会 員 (市町 23, 土地改良区 54)
広島	市町 7, 改良区 2	広島市, 大竹市, 廿日市市[理], 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町[理](支), 中島土地改良区, 祇園町外二ヶ町土地改良区
可部	市町 3, 改良区 13	安芸高田市[理](支), 安芸太田町[代監], 北広島町[理], 芸北土地改良区, 大朝土地改良区, 千代田町土地改良区, 豊平土地改良区, 吉田町土地改良区, 吉田町埃ノ宮土地改良区, 簸川土地改良区, 羽佐竹土地改良区, 向原町土地改良区, 甲立土地改良区, 美土里町土地改良区, 高宮土地改良区, 小原土地改良区
三次	市町 1, 改良区 1	三次市[理](支), 三次市土地改良区
庄原	市町 1, 改良区 7	庄原市[理](支), 庄原市土地改良区, 西城町土地改良区, 口和町土地改良区, 高野町土地改良区, 比和町土地改良区, 内堀土地改良区, 森田黒土地改良区
福山	市町 3, 改良区 6	福山市[会](支), 府中市, 神石高原町[副], 福山市土地改良区, 沼隈町土地改良区, 神辺町土地改良区, 五ヶ村土地改良区, 矢多田土地改良区, 神石高原町土地改良区
尾道	市町 3, 改良区 15	三原市, 尾道市[理], 世羅町[理](支), 神田土地改良区, 沼田東土地改良区, 大草土地改良区, 小泉土地改良区, 泉北土地改良区, 梶山田土地改良区, 百島町土地改良区, 浦崎町土地改良区, 瀬戸田土地改良区, 世羅西部土地改良区, 上津田土地改良区, 世羅南部土地改良区, 赤屋土地改良区, 箱土地改良区, 西伊尾土地改良区
東広島	市町 3, 改良区 9	竹原市[監], 東広島市[副](支), 大崎上島町[理], 東広島市土地改良区[監], 乃美尾土地改良区, 大曾場土地改良区, 吉川土地改良区, 小野土地改良区, 重兼土地改良区, 内土地改良区, 上三永土地改良区, 乃美土地改良区
呉	市町 2, 改良区 1	呉市[理](支), 江田島市[理], 大長土地改良区

[会]会長 [副]副会長 [理]理事 [代監]代表監事 [監]監事 (支)支部長

## 組織図



## 職員数，資格者状況

※主な資格を掲載

職員	64名
嘱託員	12名
計	76名

資格の名称	人数	資格の名称	人数	資格の名称	人数
測量士	25名	畑地かんがい技士	1名	1級電気施工管理技士	1名
地籍主任調査員	5名	土地改良換地士	10名	第3種電気主任技術者	1名
技術士(農業部門:農村環境)	1名	土地改良補償業務管理者	6名	浄化槽管理士	21名
農業土木技術管理士	3名	土地改良専門技術者	8名	浄化槽技術管理者	16名
1級建築士	1名	浄化槽設備士	5名	下水道技術検定	2名
2級建築士	2名	1級土木施工管理士	14名	農業水利施設機能総合診断士	1名
農業集落排水計画設計士	5名	1級管工事施工管理士	1名		

## ● 沿革

- 明治 32 年 耕地整理法が制定  
県内各地に耕地整理組合が設立され、耕地整理事業が行われるようになる。
- 昭和 2 年 広島県耕地協会が設立  
協会は、技術職員を確保して、会員の技術的援助、指導を行うようになる。
- 昭和 24 年 耕地整理法と水利組合法に代わり土地改良法が制定
- 昭和 26 年 土地改良法の制定に伴い社団法人広島県耕地協会に改称
- 昭和 32 年 土地改良法が改正
- 昭和 33 年 広島県土地改良事業団体連合会が設立  
設立認可 昭和 33 年 9 月 16 日  
農林省指令 33 農地第 3343 号（土地改良法第 111 条の 13 第 2 項）  
登記 昭和 33 年 10 月 13 日

## ● 目的

土地改良事業を行う者（市町・土地改良区など）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、共同の利益を増進することを目的としています。

（土地改良法第 111 条の 2）（定款第 1 条）

## ● 性格

- 土地改良事業団体連合会は、土地改良法第 111 条の 3 に定められた法人です。
- 会員となる市町村が発起人となって設立された会員組織です。
- 法人税法第 2 条第 6 項、所得税法第 11 条第 1 項、印紙税法第 5 条第 2 号により非課税団体です。

## ● 事業

- 会員等の行う農業農村整備事業に関する技術的な支援や協力
- 農業農村整備事業に関する啓発及び情報の提供
- 農業農村整備事業に関する調査及び研究
- 農業農村整備事業の推進のための活動等

「農業農村整備事業」とは、  
ほ場整備やかんがい排水事業などの土地改良法に基づく土地改良事業と  
農業集落排水事業などの農村環境を守る事業の総称です。

### 徽章



### 意匠

1. 団結と相互扶助（三矢訓）
2. 事業部門の躍進（設計・換地・測量）
3. 基礎の確立（三脚）



# 水土里ネットひろしま は

農業農村整備を通じて農地の集団化・汎用化を支援しています。

本 部  
〒730-0017 広島市中区鉄砲町 4-1 (広島県土地改良会館内)  
TEL (082) 502-7470 (代)  
FAX (082) 502-7480

西部事業所  
〒730-0017 広島市中区鉄砲町 4-1 (広島県土地改良会館内)  
TEL (082) 502-7474  
FAX (082) 502-7483

北部事業所  
〒728-0013 三次市十日市東 4 丁目 8-1  
TEL (0824) 62-2497  
FAX (0824) 62-5551

東部事業所  
〒722-1121 世羅郡世羅町西上原 94-1  
TEL (0847) 22-0162  
FAX (0847) 22-3315

「<sup>みどり</sup>水土里ネットひろしま」は広島県土地改良事業団体連合会の愛称です。

<sup>みどり</sup>水土里 は豊かな自然環境や美しい景観を意味し、おいしい水、きれいな空気などの清廉なイメージを表現しています。

 は農業用水、地域用水などを  は土地、農地、土壌などを  は農村空間、農家や地域住民の生活空間などを意味しています。